

令和 8 年第 2 回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

令和8年第2回伊仙町議会定例会会期日程表

令和8年6月9日開会～6月11日閉会 会期3日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
6	9	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 （1）諸般の報告（議長の動静） （2）行政報告（町長） ○陳情 2件（総務文教厚生常任委員会へ付託） ○報告 3件（報告～質疑～終結） ○同意 1件（提案理由説明～質疑～討論～採決） ○議案 8件（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）	
〃	10	水	本会議	○一般質問（井上議員、政議員 2名）	
〃	11	木	本会議	○議案 4件（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決） ○陳情審査報告 2件（委員長報告～質疑～討論～採決） ○発議 2件（提案理由説明～質疑～討論～採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会） ○閉会	

令和 8 年第 2 回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和 8 年 6 月 9 日

令和8年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和8年6月9日（火曜日） 午前10時04分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第5 陳情第2号 教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第6 報告第1号 令和7年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第7 報告第2号 令和7年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第8 報告第3号 令和7年度伊仙町水道事業会計予算繰越計算書の報告（提案理由説明～補足説明～質疑～終結）

○日程第9 同意第5号 伊仙町農業委員会委員の任命の同意（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第10 議案第23号 伊仙町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第24号 中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第25号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第26号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第27号 伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第28号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第16 議案第29号 伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更（提案理由説明～補足説明

～質疑～討論～採決)

○日程第17 議案第30号 伊仙町辺地総合整備計画の策定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決)

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	政 寿 樹 議員	2番	福 高 志 議員
3番	酒 匂 源 宝 議員	4番	井 上 和 代 議員
5番	久 保 量 議員	6番	大 河 善 市 議員
7番	杉 山 肇 議員	8番	牧 本 和 英 議員
9番	清 平 二 議員	10番	岡 林 剛 也 議員
11番	永 田 誠 議員	12番	福 留 達 也 議員
13番	前 徹 志 議員	14番	樺 山 一 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元 原 克 也 君 事務局書記 實 夏 三 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	伊 田 正 則 君	総 務 課 長	寶 永 英 樹 君
未来創生課長	野 島 幸一郎 君	くらし支援課長	上 木 博 之 君
子育て支援課長	富 育 美 君	地域福祉課長	稲 田 大 輝 君
経 済 課 長	橋 口 智 旭 君	建 設 課 長	高 橋 雄 三 君
耕 地 課 長	田 中 勝 也 君	きゅらまち観光課長	上 木 雄 太 君
水 道 課 長	富 岡 俊 樹 君	農委事務局長	伊 藤 晋 吾 君
教 育 長	幸 田 順一郎 君	教委総務課長	町 本 勝 也 君
社会教育課長	中 富 讓 治 君	学校給食センター所長	富 山 勇 生 君
健康増進課長	大 山 拳 君	選挙管理委員会書記長	稲 田 良 和 君
総務課長補佐	古 川 徹 君		

△開 会（開議） 午前１０時０４分

○議長（永田 誠議員）

ただいまから令和８年第２回伊仙町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（永田 誠議員）

日程第１ 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、久保 量議員、大河善市議員、予備署名議員に杉山 肇議員、牧本和英議員を指名します。

△ 日程第２ 会期の決定

○議長（永田 誠議員）

日程第２ 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日６月９日から６月11日までの３日間としたいと思います
が、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は６月９日から６月11日までの３日間と決定
しました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第３ 諸報告

○議長（永田 誠議員）

日程第３ 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和８年第１回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてありますとおりです。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和８年５月分までの例月出納検査の結果、事務事業について、おおむね
適正であると報告がなされております。また、閲覧を希望される方は事務局に常備していますので、
ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（伊田 正則君）

町民の皆様、議員の皆様、おはようございます。日頃から町政運営にご参画・ご協力いただきま

してありがとうございます。町民の皆様にとりましては、先日の台風6号による家屋、牛舎、農産物等の被害に遭われた方々や、その後の大雨による畑の陥没、土砂崩れ等の被災に対し、心からお見舞いを申し上げます。役場においても早急な被害調査と復旧に力を注いでいるところであります。まだ調査対象になっていない箇所で気になるところがありましたら、役場まで連絡いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

さて、本日ここに伊仙町定例会開催に当たり、議員の皆様におかれましては、お忙しい中、お繰り合わせいただきまして誠にありがとうございます。感謝申し上げます。町民の皆様の声に耳を傾け、町民の皆様の代弁者である議員の皆様にとって、この会議が実りある定例会になりますようお願い申し上げます。

それでは、議長からお許しを得ましたので、行政報告に移らせていただきます。主なところだけを抜粋して報告させていただきます。

まず、3月21日、3月22日、徳之島祭りですが、兵庫の尼崎市のほうで行われまして、徳之島をPRする恒例のイベントとして定着しています。島の特産物の販売や、徳之島をアピールする場として年々参加人数が増えている状況にあります。こういう場を通して、徳之島がさらに日本全国に広がっていくことを期待しています。

次に、3月25日、環境省との喜念浜視察がありました。大規模開発を避け、自然環境の保全と持続可能な施設として利用できるよう、議員の皆様が研修に行かれた慶良間諸島をモデルにこれからも検討を進めていきたいと考えております。

次に、4月1日、伊仙町消防団団長辞令交付。このたび富敏秋さんが団長に任命されましたのでご報告いたします。

次に、2枚目の4月12日、特攻艦隊戦没将士慰霊祭が犬田布岬で行われました。今年度は、午前・午後の二部制で実施し、午前に慰霊祭、午後は航空音楽隊による演奏披露やF-15戦闘機の飛行等が実施されました。

次に、4月14日火曜日は、南西糖業製糖期終了の挨拶に来庁していただきました。今年のさとうきびの収穫量は19万6,275tということで、例年にない豊作で終了することができました。南西糖業としても、この状況が維持できるよう、行政と、また農協等も協力しながら、さらに進めていきたいというお話がありました。

次に、4月16日、鹿児島県市町村社会基盤整備推進協議会、また総会、理事会がありましたが、道路、河川、砂防、海岸、都市計画などのインフラ整備の推進や予算確保に関する協議、また要望活動等を行いました。

それから、5月に入りまして、5月12日火曜日、全国道路利用者会議、第78回定時総会が東京都でありましたが、道路関係の予算の満額確保と激甚化に対する災害への対策、物流の効率化を求める決議がなされました。

次の5月13日、命と暮らしを守る道づくりの全国大会におきましては、道路予算の確保とインフ

ラ整備の国への要望を強く要望いたしました。

次に、5月18日月曜日、水迫畜産、財宝の方の来訪がありました。ふるさと納税におきまして産地偽装の表示があったことに対する謝罪と、今までの経緯、そしてこれからの対応についての説明がありました。

次に、ページをめくりまして、5月27日、奄美予算活動がありました。奄美群島振興開発、奄振予算に関する要望で、航路・航空運賃の軽減、沖縄との連携の予算の確保について要望いたしました。

5月28日は令和8年度奄美群島農業農村整備事業推進協議会大会中央要請活動がありましたが、農業の収入アップや生産性向上に直結する大規模畑地かんがい事業の推進についての要望を行いました。

それから、28日の全国治水砂防推進協議会総会におきましては、防災減災や国土強靱化に向けた推進を決議しました。

29日の令和8年度奄美支局管内の戸籍事務協議会総会が、この伊仙町で研修会が行われましたが、本年度から法改正に伴う戸籍の取扱氏名や振り仮名等の新制度に対する説明がありました。

それから、同じように世界自然遺産登録5周年記念事業として講演会が実施されましたが、今回は日本財団の尾形武寿さんに基調講演をしていただきました。その中でも、小中学生による環境教育の成果についての発表があり、自分たちの学習したものを将来的にも持続しながら、この自然を守りたいという力強いメッセージが印象に残りました。

以上、大まかなところですが私の行政動静報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情

△ 日程第5 陳情第2号 教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情

○議長（永田 誠議員）

日程第4 陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情、日程第5 陳情第2号、教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての2件を一括して議題といたします。

令和8年第1回定例会以降、これまで受理した陳情は2件です。したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情、陳情第2号、教育費国庫負担制度負担率の引き上げを

はかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての2件につきましては、所管する総務文教厚生常任委員会へ付託しましたので報告いたします。

△ 日程第6 報告第1号 令和7年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告

△ 日程第7 報告第2号 令和7年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

△ 日程第8 報告第3号 令和7年度伊仙町水道事業会計予算繰越計算書の報告

○議長（永田 誠議員）

日程第6 報告第1号、令和7年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告、日程第7 報告第2号、令和7年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、日程第8 報告第3号、令和7年度伊仙町水道事業会計予算繰越計算書の報告について3件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（伊田 正則君）

報告第1号から報告第3号について説明いたします。

報告第1号は、令和7年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、令和7年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、令和7年度伊仙町水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

報告第1号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

報告第1号、令和7年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告について、補足説明をいたします。

令和7年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書をご参照ください。

10款教育費2項小学校費、事業名、鹿浦小学校建築費、継続費の総額9億6,776万1,000円、令和7年度継続費予算現額5億2,255万6,000円、支出済額及び支出見込額3億5,581万3,713円、残額1億6,674万2,287円、翌年度通次繰越額1億6,225万円、翌年度通次繰越額の財源内訳としまして、繰越金4,135万円、地方債1億2,090万円でございます。

以上で、令和7年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告に関する補足説明を終わります。

○議長（永田 誠議員）

報告第1号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号、令和7年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告を終結します。

報告第2号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

報告第2号、令和7年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明をいたします。

令和7年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書をご参照ください。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業費、事業費6,000万円、翌年度繰越額6,000万円、財源内訳、地方債5,400万円、その他600万円であります。

同款同項、事業名、物価高騰対策商品券事業、事業費1億4,214万9,000円、翌年度繰越額1億4,001万4,623円、財源内訳、国・県支出金1億4,001万4,623円であります。

同款同項、事業名、地域公社プロジェクト事業、事業費6,765万2,000円、翌年度繰越額3,200万円、財源内訳、国・県支出金1,600万円、一般財源1,600万円であります。

3款民生費1項社会福祉費、事業名、地方改善施設整備費、事業費1,500万円、翌年度繰越額1,500万円、財源内訳、国・県支出金600万円、地方債900万円であります。

同款2項児童福祉費、事業名、物価高騰対応子育て応援手当給付事業、事業費2,296万6,000円、翌年度繰越金64万円、財源内訳、国・県支出金64万円であります。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、畜産振興管理費、事業費4,682万6,000円、翌年度繰越金1,303万1,000円。財源内訳、その他1,303万1,000円であります。

同款同項、事業名、農業創出緊急支援事業、事業費3,524万円、翌年度繰越金3,425万円、財源内訳、国・県支出金3,425万円であります。

同款2項農地費、事業名、農地総務管理経費、事業費1億1,896万5,000円、翌年度繰越金98万円、財源内訳、一般財源98万円であります。

同款同項、事業名、農業水路等長寿命化防災減災事業、事業費1,000万円、翌年度繰越金369万円、財源内訳、国・県支出金369万円であります。

8款土木費2項道路橋梁費、事業名、過疎対策道路整備事業、事業費2,499万6,000円、翌年度繰越額592万円、財源内訳、地方債590万円、一般財源2万円あります。

同款同項、事業名、道路維持管理経費、事業費5,696万6,000円、翌年度繰越金304万円、財源内訳、一般財源304万円あります。

同款同項、事業名、社会資本整備総合交付金事業費、事業費1億3,517万2,000円、翌年度繰越金8,013万3,000円、財源内訳、国・県支出金5,380万1,000円、地方債2,430万円、一般財源203万2,000円あります。

同款同項、事業名、防災安全交付金事業、事業費1億4,845万8,000円、翌年度繰越金5,098万円、

財源内訳、国・県支出金3,549万7,000円、地方債1,530万円、一般財源18万3,000円であります。

同款同項、事業名、道路メンテナンス事業、事業費3,621万2,000円、翌年度繰越金3,400万円、財源内訳、国・県支出金1,099万8,000円、地方債1,290万円、一般財源10万2,000円であります。

同款3項港湾費、事業名、港湾整備事業費、事業費1億1,359万7,000円、翌年度繰越金1,200万円、財源内訳、一般財源1,200万円であります。

同款4項住宅費、事業名、公営住宅整備事業費、事業費390万2,000円、翌年度繰越金250万円、財源内訳、一般財源250万円であります。

同款同項、事業名、阿三カシナトウ団地建設事業、事業費35万円、翌年度繰越金35万円、財源内訳、一般財源35万円であります。

同款同項、事業名、糸木名団地改修事業、事業費6,425万円、翌年度繰越金5,582万円、財源内訳、国県支出金1,841万2,000円、地方債3,730万円、一般財源10万8,000円であります。

9款消防費1項消防費、事業名、防災無線管理経費、事業費1,469万7,000円、翌年度繰越金385万8,800円、財源内訳、地方債380万円、一般財源5万8,800円であります。

同款同項、事業名、指定避難所ほーらい館改修事業、事業費5,060万6,000円、翌年度繰越金3,800万円、財源内訳、地方債3,800万円であります。

10款教育費6項社会教育費、事業名、民俗資料館運営経費、事業費700万3,000円、翌年度繰越金300万円、財源内訳、国・県支出金178万9,000円、一般財源121万1,000円であります。

同款同項、事業名、町史編纂事業、事業費959万3,000円、翌年度繰越金344万8,500円、財源内訳、その他100万円、一般財源244万8,500円であります。

事業費合計11億8,460万円、翌年度繰越金合計5億9,265万5,923円、財源内訳、国・県支出金合計3億3,109万1,623円、地方債合計2億50万円、その他合計2,003万1,000円、一般財源合計4,103万3,300円であります。

以上で、令和7年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に関する補足説明を終わります。

○議長（永田 誠議員）

報告第2号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、令和7年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を終結します。

報告第3号について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（富岡 俊樹君）

報告第3号、令和7年度伊仙町水道事業会計予算繰越計算書の報告をご説明いたします。

予算繰越計算書をお開きください。

1、資本的支出。1款資本的支出1項建設改良費、事業名、水道管路耐震化事業、予算計上額

5,000万円、翌年度繰越額5,000万円、財源内訳、国庫補助金2,500万円、企業債2,500万円。こちらにつきましては、備考欄の説明のほうで書いております国の令和7年度の補正予算にて申請を行ったために今年度の繰越分となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

報告第3号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、令和7年度伊仙町水道事業会計予算繰越計算書の報告を終結します。

△ 日程第9 同意第5号 伊仙町農業委員会委員の任命の同意

○議長（永田 誠議員）

日程第9 同意第5号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意について議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（伊田 正則君）

同意第5号は、農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了となることに伴い、新たに農業委員会委員を任命する必要があることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

委員候補者の住所、氏名、生年月日につきましては、別紙記載のとおりでございます。なお、任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間となっております。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

同意第5号について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第5号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第5号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意について一括して採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、同意第5号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意については同意することに決定しました。

△ 日程第10 議案第23号 伊仙町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定

△ 日程第11 議案第24号 中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例

△ 日程第12 議案第25号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

△ 日程第13 議案第26号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

△ 日程第14 議案第27号 伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第15 議案第28号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（永田 誠議員）

日程第10 議案第23号、伊仙町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定、日程第11 議案第24号、中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例、日程第12 議案第25号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第26号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第27号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第28号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、6件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を6件一括して求めます。

○町長（伊田 正則君）

議案第23号は、伊仙町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定、議案第24号は、中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例、議案第25号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例、議案第26号は、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第27号は、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、議案第28号は、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例、これらにつきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

議案第23号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

議案第23号、伊仙町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

本条例は、行政ニーズの高度化・多様化に伴い、専門的な知識・経験が必要とされる様々な行政課題に対応するため、最長5年間の任期を定めて専門的知識・経験、優れた識見を有する専門家の

活用を図るため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、いわゆる任期付職員法に準じて本条例を制定するものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

議案第23号について質疑を行います。

○8番（牧本 和英議員）

議案第23号について1点だけ質疑をさせていただきます。

この条例を制定するのは大変素晴らしいことだと思っております。それで、この任命は町長が任命されるわけですが、この議会に任命の同意を求めたり、そういうことはするのかどうか、1点だけお聞きいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

本条例につきましては、最長5年間の任期を定めて専門的知識・経験、優れた識見を有する専門家の方の活用ということで条例案を上程してございます。本条例中、第3条において、職員を選考により任期を定めて採用することができるというふうに条例上規定をされてございます。採用に当たっては、その職務内容や求められる専門性を十分に検討した上で適切に対応することとなりますが、公平性・透明性を念頭に採用を行うものであります。

議会の同意等に関しましては、人事案件ではございませんので、本条例を活用しての任用という形になります。

○議長（永田 誠議員）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第23号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号、伊仙町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第23号、伊仙町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制

定は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第24号について、補足説明があればこれを許します。

○耕地課長（田中 勝也君）

議案第24号、中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例について補足説明いたします。

この基金は、平成5年に国費3分の1、県費3分の2で造成された基金でございます。基金の規格は1,000万円、設置目的としては中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮するための集落共同活動の強化に対する支援等となっており、基金の運用益・利子を活用し、各種調査研究、各種研修、推進事業を行うこととなっております。

過去に馬根地区において、ふるさと探検隊として集落でのワークショップ等を行った経緯はありますが、現在は土改連さんの支援事業を活用して事業を行っております。今後も活用見込みがないため、条例を廃止し、一般会計へ繰入れするものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いします。

○議長（永田 誠議員）

議案第24号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第24号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号、中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第24号、中山間ふるさと・水と土保全基金条例を廃止する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第25号について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（上木 博之君）

議案第25号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が交付・施行されたことにより改正を行うものです。環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止されることに伴い、軽自動車税に関わる字句の変更、削除が主なものとなっております。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田 誠議員）

議案第25号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第25号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第25号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第26号について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（上木 博之君）

議案第26号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

本改正につきましては、国民健康保険法の一部を改正する法律が交付・施行されたことにより改正を行うものです。少子化対策の一環として創設された子ども・子育て支援金制度が令和8年4月より施行されたことに伴い、国民健康保険税における子ども・子育て支援金分の税率を所得割を0.30%、均等割を1,300円、18歳以上均等割を200円、平等割を900円に定めるものです。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田 誠議員）

議案第26号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第26号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第26号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第27号について、補足説明があればこれを許します。

○子育て支援課長（富 育美君）

議案第27号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成制度の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

本条例は、国の関係法令の改正に伴い、制度の拡充、助成要件の整理を行うものでございます。DV避難家族、多様な家庭対象の拡充、所得制限の緩和です。多様化するひとり親家庭へ幅広く支援するための拡充です。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

議案第27号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第27号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第27号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第28号について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

議案第28号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

改正理由といたしまして、令和7年度税制改正に伴い、介護保険料の基準段階に係る基準額の見直しがあり、給与所得に関する部分の算定方法が変更されることから、国に急激な負担増を緩和するための特例措置が示されたため、伊仙町介護保険条例の一部を改正するものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

議案第28号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第28号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第28号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時09分

○議長（永田 誠議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第16 議案第29号 伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更

○議長（永田 誠議員）

日程第16 議案第29号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題といたします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（伊田 正則君）

議案第29号は、伊仙町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

議案第29号について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

議案第29号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更について、補足説明をいたします。

本件は、令和8年第1回定例会において上程し、議決をいただきました過疎計画の一部に変更が生じたので、議決を求めるものであります。

変更箇所につきましては、産業の振興基盤整備事業において、水利施設等保全高度化事業（担い手支援型）面縄地区の追加、交通施設の整備・交通手段の確保の項目において、各路線の追加・変更・削除等がございます。各事業の変更箇所につきましては、過疎地域持続的発展市町村計画をご参照ください。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

議案第29号について質疑を行います。

○6番（大河 善市議員）

2ページについて、人口及び産業の移行と動向についてを質疑いたします。

先日、令和7年の10月現在の国勢調査が公表されましたが、伊仙町においては令和2年の人口が6,139人というふうになっていますが、この間の新聞等の報道では、令和7年の人口が5,407名と、5年間で732名、減少率が11.92%と郡内最大で人口減少が進んでいますが、この大きな要因と今後の人口減少対策等について伺いたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの大河議員の質問についてお答えいたします。

まず初めに、総務省において5月29日に2025年国勢調査の速報値が発表されております。報道ベースになるのですが、20年の前回調査と比べて309万6,575人減少しております。減少率、減少数ともに過去最大となっております。

2015年と2020年の調査では、人口減少はともに100万人弱というところでしたので、約200人ほど増えている状況になります。また、前回の調査におきましては、新型コロナ禍において一時的に帰国した海外在住の日本人の方も多く、その反動も要因の一つと見られております。

また、都道府県別においては、東京都と沖縄県を除く45道府県で人口が減少しております。埼玉県、千葉県、神奈川県など6県においても増加から減少に転じております。東京都につきましては、約19万5,000人増えておりまして、東京への一極集中がさらに加速している状況となっております。東京都の増加に伴いまして、首都圏の人口は3,698万人に増えておりまして、総人口に占める割合は初めて3割を超えている状況でもあります。

また、世帯数におきましては、全国で5,712万4,507世帯で、前回よりも129万4,353世帯増えてお

ります。独身者や高齢者の独り暮らしの方が増えたため、世帯数が増えたというふうに報道等でなされているところであります。

これらを鑑みまして、伊仙町におきましても、やはり少子高齢化の現象が進んでおりまして、なかなか人口が増えていない状況となっております。伊仙町におきましても、様々な人口増加の対策は取っております。その中で移住支援金や引っ越し費用の補助、空き家対策等の施策を中心に取り組んでいるところでありますが、やはり人口減少については、ますます拍車がかかっている状況でありますので、伊仙町、未来創生課のみならず、他の課と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○6番（大河 善市議員）

今、答弁がありました。伊仙町の総合計画の人口減少が5年間で2倍近く減少が進んでいる現状であります。こうした中で、先ほど課長の答弁がありました。移住支援事業及び子育て支援事業の現状について再度伺いたいと思います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度、未来創生課におきましては、引っ越し費用の補助等をさせていただいております。こちらの活用実績におきましては、約9件、活用させていただいておりますので、少なくとも9人の方が伊仙町に来ていただいているところになります。また、その他にも、まちづくり協同組合事業におきまして、関係者のご尽力において、約9人の方が町外から来ていただいて、今、活動している状況となっております。

○6番（大河 善市議員）

一般質問等でも行っておりますが、子育て支援事業について前から要望等をしているものに対して、現状、その後、実施等も行われていませんが、これについてはどういう感じで進んでいるかを伺いたいと思います。

○議長（永田 誠議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長（永田 誠議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（富 育美君）

大河議員の子育て支援のことについて回答いたします。

以前からおっしゃっておられる保育料無償化についてかと思いますが、今まで何度か答弁をさせていただいているところであります。現在も財源確保が厳しい状況です。今後も引き続き協議を重

ね、財源確保、早期実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（大河 善市議員）

分かりました。実施に向けてまた頑張ってくださいと思います。

次に、先ほどもお話ししましたが、人口減少が進むと、国よりの交付金が減額されると思いますが、1人当たりの交付金について、およそどれぐらい国のほうから交付金が出ているかを教えてくださいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

今回公表された国勢調査速報値において、本町人口が前回調査と比較して減少していることにつきましては、財政運営上も注視すべき事項であると認識しております。

その一方で、地方交付税制度における普通交付税の算定は、国勢調査人口のみをもって行われるものではなく、基準財政需要額の算定に当たり、各行政項目ごとに定められた測定単位に基づき、単位費用及び補正係数を適用することにより算出される仕組みとなっております。交付税制度においては、人口は基準財政需要額算定上の重要な測定単位の一つではありますが、交付税額は人口のみで決定されるものではございません。各費目ごとに異なる測定単位、補正係数が適用される他、最終的には基準財政収入額との比較により財源不足額が算定される仕組みとなっております。このため、人口減少数に一定額を乗じることで交付税への影響額を算出できる制度とはなっておらず、現時点において減少数による影響額を具体的な金額として申し上げることは困難であります。いずれにいたしましても、人口減少は普通交付税算定上の一要素であり、将来的な財政需要及び財政運営に影響を及ぼし得るという認識をしております。

○6番（大河 善市議員）

分かりました。先ほども言いましたが、子育て支援、また幼稚園の給食費の無償化等もぜひ進めていただきたいと思います。

次に、21ページ、公共施設等総合管理計画の幼稚園の部門での年少人口の減少に注視しながら、幼稚園等の在り方等を検討していますということが載っておりますが、これについて説明等をよろしく願いをいたしたいと思います。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

幼稚園の運営に関することということでありますが、将来的に園児数が減少し、例えば、極端な話、園児数が2人とか3名になった場合には、幼稚園を、今、面縄と伊仙幼稚園が運営されておりますが、これを統合するのか、それとも現状のまま運営をしていくのかというところは、比較検討を行いながら、メリット・デメリットを勘案して判断をしていく必要があるということで教育委員会としては考えております。

○6番（大河 善市議員）

分かりました。将来的にはそういうことも含めてあるということでありますが、統廃合とか民間に委託等も考えて検討をしているということによろしいわけでしょうか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

現段階では、まだそこまで具体的に検討するということは至っておりませんが、確か本年度が面縄、伊仙幼稚園両方とも18名ずつの入園者数だったと思いますが、これが向こう5か年とかの数字を見ながら、明らかに入園者数が減少するところを見据えた場合には、そういった検討案を前もってしていく必要があるのかなというふうには考えております。

○議長（永田 誠議員）

他に質疑はありませんか。

○4番（井上 和代議員）

伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更について質疑のほうをいたしたいと思います。

25ページのほう、赤い字になっている部分が、今回変更になっているというか、いろんな形で変更になっているのかなと思っの質問になりますけれども、上から3番目のほう、プレミアムつき商品券発行補助のほうが載っておりますが、これ、今までの形とどういった形が変わっているというか、どういった形でこれからしていくのかをお聞きしたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

今まで300万円の補助を行っておりまして、その300万円の補助を、この計画のほうに乗せた形となります。

○4番（井上 和代議員）

それは今までと変わりませんよね。全然変わらないということ。そうしましたら、今、こちらの備考のほうに、プレミアムつき商品券を発行し、地域の活性化を図るということになっておりますけれども、今のこの形で、今言いました地域活性化のほうが図られているというようなことでよろしいのでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

あくまでも300万の補助でありまして、また、活性化につながっているとは認識しておりますが、今後、商工会等でまた協議されて、またこちらのほうに要望を上げられて、そこでまた検討してまいりたいと思います。

○4番（井上 和代議員）

私は、このプレミアム商品券のほうで、多分、話をするのはこれで3回か4回目ぐらいだと思うんです。スタンプ会というものに、結局300万円いって、そこからプレミアム商品券が発行されるということで、そのスタンプ会が年々減ってきているわけです。減ってきていて、そしてその部分

が発行されている、分配されているということなんですけれども、もう一度、そちらのほうを商工会云々とまたいろんな検討をしていただいて、どういう形で広がって、どういった形で、今こちらのほうにあるように、地域活性化のほうに役立っているのか。どこまで広がっているのか。そういったことも確実に広がっているのかどうなのか、その辺も本当に検討をしていただいて、もしかしたら、この300万円が400万円、500万円になったほうがいいのかとか、いろんなことがあるかと思しますので、そういったことも調べていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（永田 誠議員）

他に質疑はありませんか。

○9番（清 平二議員）

17ページ、この前、私も一般質問をしましたけれども、本町の上水道事業ということでありすけれども、平均的な安定運営がよいになったと。しかし、先般質問したときに、やはり私たち西部地区はカルキが非常に多いと思って質問したんですけども、こういう問題に対しては何も解消するとかいうあれがないんですけども、どういう方法で解消するのか。もう全然できないのか。

そして、次のページに公共施設等総合計画等の整合ということがありますけれども、最後のところに対策を講じる施設の優先順位を明確にし、優先順位に沿った計画的な維持管理を行うとあります。こういう優先順位がつけられるのであれば、お示しいただきたいと思います。

○水道課長（富岡 俊樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

生活環境の整備、現況と問題点ということで、以前から西部地区、また町内全域ではありますけれども、水道水の硬度が高いというようなお話、前回の議会のほうでもご指摘がありましたとおり、その後、我々も現状で、今ちょっと調査を進めておりまして、最新の電気分解でカルキを分解するような、そういった方法というのも、実際のこっちの地下水を汲み上げたものを、今、調査をさせている段階でございまして、その水硬度によってどういう機械が必要かとか、幾らぐらいかかるのか、検討して、今、もう回答が早く来る予定になっておりますけれども、そこでまた、恐らく現状の設備で新たな設備を入れるとなると、1億から3億ぐらいの見込みになるかというようなメーカーさんのお話でありました。そうなってしまうと、また町民の皆様に水道料金の値上げとか、そういった負担が大きくなるものですから、慎重に進めていって、次の議会ぐらいには、このぐらいの設備投資、設備費用がかかりますよというのはお示しはできると思います。

どういった優先順位かというのは、また硬度の状況であったり、地下水、ダム水、漂流水の自然の川の水の量とか、そういったものに今後また十分留意して検討しながら、年々、やはりどこの離島もですけれども、水はもう少なくなる一方でございます。やはりどうしても欠かせない地下水を活用する以外の考えというか、そういう方向でいくしかないのかなというように、今、水道課のほうでも模索しながら、カルキ除去の設備投資が幾らかかる、それはまた水道料金をどれだけ値上げ

しないといけないとか、そこら辺も十分加味してお示しできればと思っているところでございます。

○9番（清 平二議員）

今、この優先順位というのは、まだつけてはいないわけですね。優先順位に沿った計画的な維持をするとありますけれども、この優先順位というのはまだ示していないということですか。

○水道課長（富岡 俊樹君）

水道事業のほうでも、長期計画のほうで5年に一度、それを見直しをして、長期的な計画、こちらのほうから優先して、今年度に関しましては、北部のほうの皆様にも視察をしていただいた浄水場と設備になりますけれども、基本的な優先順位、大まかな優先順位というのは、ある程度つけられている段階でございます。やはりそこでまた緊急的な設備の不備で故障とか、大がかりなものがやっぱりかかってきますので、それはその都度、適正に対応していけたらなと思っております。

○9番（清 平二議員）

優先順位ができていくかどうか、私にははっきり分かりませんが、やはりそういうのも議会とも協議しながら、住民とも協議しながら進めていっていただきたいなと思いますので、ぜひそのようなところは、やっぱり住民の理解が得られるような計画を進めていただきたいと思います。

次に、やはり私たち伊仙町で一番農業振興に妨げとなっているのがハブの問題であります。その下に農作業や夜間外出時に脅威となったハブについては、近年減少傾向にあるとありますけれども、やはりこれもしっかりと、今までハブの買取価格は以前は5,000円でやっていましたが、今は3,000円と非常に少なくなっていると思いますけれども、これも5,000円に値上げをして、ハブ対策をしっかりとするという考えがあるのかどうか。ハブ買上げ事業とありますけれども、明日、井上議員のほうもハブ対策について質問しているようですけれども、これについてどのようなお考えなのか、基本的な考えを示していただきたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

ハブの買上げ価格については、3町はもちろんのこと、群島、ハブのいる自治体などとも協議を重ね、また関連する団体等と協議を重ね、今後そういった増額等の検討は進めてまいりたいと思います。

○9番（清 平二議員）

これは大島地区、沖縄、徳之島ですので、やはりこういうのは県のほうにも要請をして、県のほうに助成をしていただくというお願いをしていただきたいと思います。本当に、私たち、この徳之島で農業政策の中で一番進まないというのがハブの脅威というのがありますので、これを撲滅するための対策をしっかりとやっていただきたいと思います。町長はその辺のところどうお考えでしょうか。県のほうにお願いするとか。

○町長（伊田 正則君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

本当に、清議員がおっしゃるように、ハブは私たちにとって脅威な生き物の一つだというのは認識はしております。ところが、全国的に見ますと、熊の駆除に対して、全ての人たちが熊の駆除に対して賛同しているかという、中にはなぜ熊を殺すんだという考え方の人がいて、熊を自然界から追放することは自然のリズムを崩すことにつながりかねないとか、いろんな意見もある中で慎重に検討していった、また徳之島だけの問題ではなくて、日本全体を考えたときに絶滅危惧種にならないようなハブとか、そういうのも、また、もしかしたら必要なのかもしれないということで、幅広い検討が必要かなと思います。

○9番（清 平二議員）

ぜひこれは県のほうにも要請をして、買取価格を上げて、撲滅対策をしっかりと講じるようお願いして終わります。

○議長（永田 誠議員）

他に質疑はありませんか。

○5番（久保 量議員）

伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更について質疑いたしたいと思います。

25ページの4、交通施設の整備、交通手段の確保のところで、地域移動支援事業とございますけれども、ちょっと私、勉強不足であれなんですけれども、徳之島町さん、天城町さんでは、年齢は70歳以上だったか75歳以上だったかは、ちょっと記憶が乏しいんですけれども、総合バスに乗ったときに無料で乗車しているということを聞いたことがございますけれども、この中にも総合バスへの助成とか、そういうのが入っているのかを伺います。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この移動支援事業につきましては、路線バスの高齢者に対する補助は入っておりません。基本的には、今まで各課で委託していた交通事業を移管しての委託を、今、未来創生課が一括して管理しておりますので、その事業になっております。

○5番（久保 量議員）

分かりました。この支援事業については分かりましたけれども、先ほどお話ししたように、総合バスへの高齢の方の無料、伊仙町の町民にも無料で乗せることができないかを伺います。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

高齢者のバス移動に関する補助等は、今現在、伊仙町町内、無料で走らせている長寿子宝社のバスが運行しているため、そちらのほうで対応しております。

○5番（久保 量議員）

分かりました。以上です。

○議長（永田 誠議員）

他に質疑ありませんか。

○12番（福留 達也議員）

3ページの伊仙町の財政状況のところちょっとだけ聞きたいと思います。

先ほど大河議員が交付税の算定基礎、人口が大きな割合を占めているんじゃないかという話があった中で、伊仙町の財政は60億から70億の間だと。その中で自主財源、町税とか手数料とかそういったのは3億程度だったのかなと思っております。それであれば、この交付税をきちんと取るために、人口も増えていって、1人当たり25万から30万だったのかなと思っておりますけれども、人口が増えれば増えるだけ交付税措置もあると。

あと、この前、樺山議員から聞いたんですけれども、この交付税措置の算定基礎として、人口はもちろん考慮されるんですけれども、他に図書館とか、そういうのがあればまた算定の基礎になると。そうであれば、どんどん伊仙町としても、そんなのもやっぱり進めるべきだなと思っておりますけれども、他にどういったのが算定基礎の大きな割合を占めるものですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほど大河議員の質問の際にも交付税の算定についてはお答えいたしましたが、普通交付税の算定については、国勢調査、人口のみをもって行われるのではなく、基準財政需要額の算定に当たり、各行政項目ごとの定められた測定単位に基づき、費用単位、補正係数を適用することになります。測定単位についても、人口のみならず、高齢者人口、世帯数、面積、道路延長等の各種指標が用いられることになっております。さらに段階補正、離島補正、いろいろ係数が反映されることになっておりますが、先ほども申しましたとおり、人口の増減のみをもって普通交付税額の影響を機械的に算定する仕組みにはなっていないということであります。

○12番（福留 達也議員）

だから、人口だけではなくて、いろんな係数があると。例えば道路の長さとか、そういったものもあるわけでしょう。図書館があるとか、そういったものも算定の基礎に入るという話を聞いたんですけれども、他にそういったもので、大まかでいいんだけど、他にどういったことがあるんですかというのを聞きたいんです。

○総務課長（寶永 英樹君）

失礼しました。お答えいたします。

その他につきましては、学校数であるとか、生徒数等々も基準財政需要額の算定の中には含まれるものと認識しております。

○12番（福留 達也議員）

分かります。だから学校もあります。じゃあ僕が言った図書館もなっているのかな。違うのか。そういうのはどこに書いてあるんですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

申し訳ありません、図書館とかそういった施設につきましては、現在、その算定基礎に入るかどうかというのも含めて、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後日お答えさせていただきます。

○議長（永田 誠議員）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第29号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、伊仙町過疎地域持続的計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第29号、伊仙町過疎地域持続的計画の一部変更は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第17 議案第30号 伊仙町辺地総合整備計画の策定

○議長（永田 誠議員）

日程第17 議案第30号、伊仙町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（伊田 正則君）

議案第30号は伊仙町辺地総合整備計画の策定につきまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び地方自治法第96条第1項第15号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

議案第30号について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

議案第30号、伊仙町辺地に係る総合整備計画の策定について補足説明をいたします。

現行の伊仙町辺地に係る総合整備計画、令和3年度から令和7年度の期間満了に伴い、引き続き辺地対策事業を推進していくため、令和8年、12年度の計画を策定するものであります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

議案第30号について質疑を行います。

○14番（樺山 一議員）

伊仙町辺地総合整備計画の策定について質疑をいたします。

1、2点質疑したいと思います。予算書の中のサクマ板割線、これはいつ完成するんですか。私は、前町長のときに西伊仙の児童館まで延ばしてほしいと要望してあったんですが、まだ着工もされていないんですけど、どういう状況ですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

サクマ板割線なんですが、今現在、用地取得及び建物補償等の交渉を行っているところです。交渉が済み次第、道路改良に入れるところは入っていく予定としております。距離自体は短いので、工事自体は3年から4年で終わると思うんですが、取りあえず用地交渉に、今、全力を注いでいるところでございます。

○14番（樺山 一議員）

12年度まで何か計画されているみたいなんですけど、早期に土地取得をして、工事の完了を目指してほしいと思います。

それと、その下の堆肥センターの増築事業、新規に出ていると思いますけれども、令和9年度から整備する計画になっていると思いますけれども、経済課長、ぜひ、この堆肥センターをする場合は、例えば費用対効果、そして、もちろん事業をする場合は、事業計画書を県・国に出すと思いますけれども、その中で幾ら生産できて、幾ら売れてとか、そういう計画書を詳細に、我々議会のほうに説明をしていただきたい。前回、我々が反対をして、堆肥センターのペレット化に反対して、伊仙町の農業の未来を失わせたとか、批判を相当受けたものですから、ぜひ熟慮していきたいと思いますので、する場合は、ぜひ事前に説明をしていただきたいと思います。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

本事業は令和6年3月に否決されております事業の再編ということで、新たな事業に応募し、予算を確保していくものでございます。その際、全員協議会、現地の調査等あった中で、生産量、収支予測等は説明させていただいております。今後、本事業につきましては、事業実施主体が県の地域振興公社となっていくしますので、そちらの資料等を共有しながら、また議会のほうへも説明していきたいと思います。

○14番（樺山 一議員）

事業を計画してする場合は、ぜひ説明していただきたいと思います。私の質疑は以上です。

○議長（永田 誠議員）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第30号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号、伊仙町辺地総合整備計画の策定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第30号、伊仙町辺地総合整備計画の策定は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月10日水曜日、午前10時より開会いたします。日程は一般質問です。

お疲れさまでした。

散 会 午前11時54分

令和 8 年第 2 回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和 8 年 6 月 10 日

令和 8 年第 2 回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和 8 年 6 月 10 日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第 1 一般質問 （井上和代議員、政 寿樹議員） 2 名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	政 寿 樹 議員	2番	福 高 志 議員
3番	酒 匂 源 宝 議員	4番	井 上 和 代 議員
5番	久 保 量 議員	6番	大 河 善 市 議員
7番	杉 山 肇 議員	8番	牧 本 和 英 議員
9番	清 平 二 議員	10番	岡 林 剛 也 議員
11番	永 田 誠 議員	12番	福 留 達 也 議員
13番	前 徹 志 議員	14番	樺 山 一 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元 原 克 也 君 事務局書記 實 夏 三 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	伊 田 正 則 君	総 務 課 長	寶 永 英 樹 君
未来創生課長	野 島 幸一郎 君	くらし支援課長	上 木 博 之 君
子育て支援課長	富 育 美 君	地域福祉課長	稲 田 大 輝 君
経 済 課 長	橋 口 智 旭 君	建 設 課 長	高 橋 雄 三 君
耕 地 課 長	田 中 勝 也 君	きゅらまち観光課長	上 木 雄 太 君
水 道 課 長	富 岡 俊 樹 君	農委事務局長	伊 藤 晋 吾 君
教 育 長	幸 田 順一郎 君	教委総務課長	町 本 勝 也 君
社会教育課長	中 富 讓 治 君	学校給食センター所長	富 山 勇 生 君
健康増進課長	大 山 拳 君	選挙管理委員会書記長	稲 田 良 和 君
総務課長補佐	古 川 徹 君		

令和8年 第2回伊仙町議会定例会一般質問通告一覧表

順位	質 問 者	質問事項	質 問 の 要 旨	質 問 手 相 手
1	井上 和代 (議席番号4)	1. まちの広報活動について	①広報誌は、地域の出来事や活動を伝えるだけでなく住民の皆さまが暮らしの中で活用できる身近な情報をお届けする役割を担っているが、現在の対応で十分であるのか問う。	町 長
			②内容、時期、伝え方が十分であるか問う。	
			③町公式ホームページの現状は、島外の方が見ても伊仙町を知ることができるのか問う。	
			④タイムリーな情報を発信することができるのか問う。	
			⑤イベントや行事等をいち早く周知する手段がないか問う。	
		2. 帯状疱疹ワクチンの予防接種について	①ワクチン接種推進のための取組みと、現状について問う。	町 長
			②接種するワクチンの種類と、その効果など違いについて問う。	
			③接種する際の手続きのあり方について問う。	
		3. ハブの買取り価格について	①ハブ対策推進協議会とはどのようなものなのか問う。	町 長
			②現状の買取り価格でハブを減らせることができるのか問う。	
			③現状の買取り価格に改定された時期及び経緯について問う。	
			④今後、町として買取り価格の見直しに向けた要望活動等を行う考えはないのか問う。	
2	政 寿樹 (議席番号1)	1. 子育て支援について	①伊仙町における新生児世帯への支援制度の現状はどうなっているのか問う。	町 長
			②出産祝い金やおむつ購入支援などの他に、新たな支援策の検討はなされているのか問う。	
		2. 子育て支援と教育環境について	伊仙町では、小学校・中学校の新入学にあたり入学準備金に関する支援制度は現在どのようなになっているのか問う。	町 教 育 長

2	政 寿樹 (議席番号1)	3. 学力向上について	①伊仙町の児童生徒の学力の現状をどのように分析しているのか問う。	教 育 長
			②学力向上に向けて現在どのような取り組みを行っているのか問う。	
			③今後、どのような目標を持って学力向上に取り組むのか問う。	
		4. 通学路の安全確保について	現在把握している危険箇所はあるのか問う。	町 長

△開 会（開議） 午前１０時００分

○議長（永田 誠議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第１ 一般質問

○議長（永田 誠議員）

日程第１ 一般質問を行います。

初めに、井上和代議員の一般質問を許します。

○４番（井上 和代議員）

議席番号４番、井上和代でございます。

議長より令和８年第２回定例会にて一般質問の許可が下りましたので通告に従いまして質問を行いたいと思います。

質問事項１、町の広報活動について。

質問の要旨、広報誌は地域の出来事や活動を伝えるだけではなく住民の皆様が暮らしの中で活用できる身近な情報をお届けする役割を担っているが、現在の対応で十分であるかを問います。

２番、内容、時期、伝え方が十分であるかを問います。

３番、町公式ホームページの現状は島外の方が見ても伊仙町を知ることができるのか、問います。

４番、タイムリーな情報を発信することができているのかを問います。

５番、イベントや行事等をいち早く周知する手段がないかを問います。

質問事項２番、带状疱疹ワクチンの予防接種について。

質問の要旨１、ワクチン接種推進のための取組と現状についてを問います。

２番、接種するワクチンの種類とその効果など違いについてを問います。

③接種する際の手続の在り方について問います。

質問事項３番、ハブの買取り価格について。

質問の要旨１、ハブ対策推進協議会とはどのようなものを問います。

２番、現状の買取り価格でハブを減らせることができるのかを問います。

現状の買取り価格に改定された時期及び経緯について問います。

④今後、町として買取り価格の見直しに向けた要望活動等を行うかどうかの考えを問います。

以上、１回目の質問のほうを終わります。２回目以降は自席にて質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

○町長（伊田 正則君）

ただいまの質問にお答えいたします。

質問事項は町の広報活動全般についてだと思いますが、まず町の広報活動については町政運営を進める中で町民の方々をはじめ情報を必要とする皆様に分かりやすく適切な時期にお伝えすること

は重要なことだと思っています。

まず、1番の項目についてですが、広報誌は町民の皆様へ町政情報や各種事業、イベント等をお伝えするために基幹的情報手段として幅広い世代へ情報を届けるための一定の役割を果たしているものと認識しております。

2の内容、時期、伝え方についての質問ですが、住民の皆様には当局が意図した情報がきちんと届く状態であるかは、常に町民の声に耳を傾け、持続的な改善が必要に思っています。また、全ての年齢層に行き届く情報伝達についても関心を持って取り組んでいきます。

3の公式ホームページについてですが、町民だけではなく島外の方々に本町の特色や魅力を発信する重要な媒体の一つと考えています。これからも内容のデザイン等を工夫しながら行政情報に加え地域の特色や魅力の発信に取り組んでいきたいと思っています。

4のタイムリーな情報発信についてですが、町民が必要としている情報や必要としているとき、また関心が高い情報等に対して適時適切に発信することは広報活動の基本であると考えます。情報内容に応じ複数の媒体を活用し、発信していきたいと考えています。

5のイベントや行事の周知についてはポスター等の紙媒体だけではなくていろんな啓発方法を検討し周知できるよう改善していく必要があります。町民の数多くの方々に届く発信方法を工夫し、届ける幅を広げていきたいと思います。

以上、2番から3番については自席でお答えさせていただきたいと思います。また、詳しいことについては担当課長より答えいただきますのでよろしくお願いいたします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

井上議員の①の質問についてお答えいたします。

現在、伊仙町が発行している広報いせんにつきましては町政情報や各種行事等を住民の皆様へ広くお知らせするための基幹的な広報媒体として発行しているところであります。広報いせんにつきましては、毎月1回、全戸配布で発行しておりまして住民の皆様へ情報を周知する上で一定の役割を果たしているものと認識しております。

ただ、しかしながら、重要なこととしまして、情報発信は手段でしかないというところ、その先にある町民にどう動いてほしいかというところをしっかりと念頭に置きながら引き続き情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

広報誌のほうなんですけれども、今、区長会のほうでお渡ししているのかなと思うんですけども、大体、区長会っていつ頃になりますでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

区長会につきましては、2か月に1回、偶数月の開催というふうになっております。

○4番（井上 和代議員）

何曜日。何週目。

○総務課長（寶永 英樹君）

開催日につきましては、その月の町長の動向等にもよりますが、毎月10日前後で開催をするようにしております。

○4番（井上 和代議員）

10日前後ということは8とか7とかそういったときにも区長会があってそのときに広報誌が配られるということでしょうか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

区長会が開催される月には広報誌を含めた各種周知の紙媒体等を区長会に間に合わせるようにという形で各課に周知をしているところでございます。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。私が広報誌のほうを見てみると大体15日前後かなというふうに思ったりするんですね。15日が過ぎたからもうそろそろ広報誌が届くのかなというふうな認識でいるところでは。

区長会のほうは町長の動向云々ということですので、10日前後ぐらいに区長会があって、そしてそれから何日かして15日前後ぐらいに広報誌は各区長さんが取りに来て配っていくのかなというふうに思ったんですけども、そういった理解で大丈夫ですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

区長会が開催される月につきましては区長会時に区長さんのほうが持っていかれることになっております。また、区長会が開催されない月に関しましては、町づくり協働隊、こちら、町の職員になりますが、そちらの職員のほうが各集落に配布をするというような形にもなっております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

細かい日にちはいいんです。というのは、中のほうに入っているお知らせ等のものがあるわけですが、その中には各課のそれこそお知らせとか「こういったものがあるから何日までに提出してくださいね」とか「こういった届けをする必要がありますよ」とか、そういったものがあるかと思うんですね。

そういったものを出すのに月末ぐらいの感じで締切りがあってというときに、区長のほうが、私のところは東目手久のほうですけども、区域がちょっと広い小組合という形で4つの小組合があって、その4つの小組合がそれぞれに配っていくわけですね。そうしたら区長さんが持ってきます。そして、小組合の方が取りに来ます。そして、それから配りますとすると、一番初めに受け取

った人と最後に受け取った人の日にちの差があるわけです。

その日にちの差があるときに中のほうを見て「締め切りがあと3日だな」とか、そういったことが多々見受けられるので、そういったところをどうにかできないのかなということで、今回、広報誌のほうのお話をさせていただくところですけれども。

今日付というか、日にちというか、これぐらいの時期、そして、そういった中に入れるお知らせ、各課のほうでそういったお知らせをする日にち、決められている今月中の何日までというような形で適切な日にちの設定をされているというふうに思われておりますでしょうか。お聞きします。

一番多く見えられるのは、経済課のほうのお知らせ等、そういったものだと思うんですが、その中に設定されている日にちのほう、それが適切な形の日付の期間であるかということはどういうふうに思っているのか、お話しいただけますか。

○経済課長（橋口 智旭君）

お答えいたします。

これまで、町民の方に配布された後、日数が足りない、極端に少ないといった事例がありまして議員のほうにもご指摘いただいたこともございました。現在では、そういった事業を入札後すぐに申込みを始めなければいけない、さとうきびの増産基金の事業等、そういったものに関しましては経済課については民間の事業者さんの広報媒体を活用して全戸配布等の対応を取らせていただいているところです。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

何度か確かに見ました。木曜新聞というか、毎週毎週来られる、そちらのほうを使っているというタイミングで頂いているというときもあります。たまに「もう締め切りしました」というようなお話を聞くとところもあったりするわけですが。

今、町長のほうで広報誌というのは町民にいろんな形で行政のほうが行っているものをお知らせしたりとかということのツールであると。行政と町民をつなげるツールであるということの認識だと思います。その中で、適切な時期であるのか、適切な内容であるのか、もう少し出さなきゃいけないのかということをもう一度考えていただいて、各課のほうで、今、皆さんのほうで情報を町民のほうに知らせなきゃいけない部分というのがあれば早め早めに。これを私は言いたいんです。早め早めに皆さんのほうで出していただくような形を取っていただきたいなというふうに思うところです。1番のほうの質問のほうは私の答えとしては早め早めに出していただくというようなことをお願いしたいなというふうに思うところです。

じゃあ、2番のほうに行きます。内容、時期、伝え方が十分であるかということをお話しいただけますでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

②についてお答えいたします。

内容、時期、伝え方につきましては町民の皆様に必要な情報を分かりやすくお伝えできるように今努めているところであります。

内容につきましては先ほど申し上げたとおり行政施策や各種制度のお知らせ、町の行事の様子など生活に関わる内容を中心に掲載しているところであります。また、情報の性質や周知の時期に応じてホームページや各種SNS等も発信を行っております。

伝え方につきましては、写真やイラストの活用、なるべく簡潔で分かりやすい文章を掲載する、掲載スペースの有効活用等に努めているところであります。また、今年度よりページレイアウトを一部変更しまして町民の皆様がより閲覧しやすい誌面作りを心がけているところであります。

また、情報取得の手段や住民ニーズの多様化におきまして発信方法などにつきましては引き続き工夫と改善を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。内容、時期、伝え方ということで、いろんな考え方があるし、私は楽しみにしています、広報誌のほうに来るのを。

「今月はということがあったのかな」とか「あるのかな」という形で見るとはすけれども、とても残念に思って、今回、こちらのほうを出させていただいたのが5月に出た広報誌なんですけれども、この5月に何がまず初めに出ていたのか、お話しいただけますか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

広報いせん5月号につきましては卒園・卒業、入園・入学の記事と令和7年度の5歳児の歯科健診優良児童の表彰、あと燃やせないごみ分別等のお願い、各課のお知らせ等となっております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

ごみ問題のほうは、今、本当にタイムリーですよ。この部分はとても私もいい時期にしたなというふうに思って、新しく入られた先生方のご家族とかそういったところでこういったものを見られると分別がやりやすいなというふうに思ったところで、お褒めするのは、ごみ問題をこの時期に取り上げていただけたということはプラスの部分なんですけれども、5月です。5月に卒業式の内容、どうですか。町長、どうですか。

○町長（伊田 正則君）

未来創生課の広報担当にお伺いしたことがありますけど、なるべく早くタイムリーに連絡するという、町民が知りたい時期に早めに広報活動をして知らせるというのは本当に大事なことだと思っていて、そのところを広報担当に聞いたことがありますけど、卒業式を、3月の25日、24日、この時期にして、その後の原稿の締切りと卒業式の期日とがなかなか合わない。24日に卒業式をし

てすぐ4月号にそれを載せるとなると時期的に合わない。

そこは、時期が合えば本当は4月に広報活動ができれば一番いいんですけど、3月の24日ぐらいに卒業式を終えた後、既に4月の原稿については業者に発注しなくちゃいけないという時期的な部分でそこはなかなか難しいんだというようなお答えを頂いたことがあります。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。「それは行政の都合です」とも思ってしまうんですけども。

というのは、5月だったら卒業式のそういったものを載せなきゃいけないわけじゃないじゃないですか。例えば、先生方が新しく来られて、枕崎等がよくするんですけども、よくいらっしゃいましたということでカツオの頭の何とかという料理を振る舞って歓迎しましたよとかそういったことでもいいと思うんですね。ああいう卒業式そのもののその時期のその学校のものを載せなきゃいけないということではないと思うんですね。これがタイムリーかどうかということでいけば私はタイムリーではないんじゃないかなというふうに思うところです。

卒業式というのは皆さんこの時期にされているというのは3月ぐらいにあるわけですからその3月のときに出せるかその前ぐらいに「3月の何日にどここの卒業式があります」のほうはまだタイムリーなんじゃないかなと思うんですね。そうしたら、中学校と小学校が何日かでずれるわけですからそういったことも認識できますし、今度、うちの子の、お友達というか、そういった子たちも卒業するんだなとかというようなことの情報であって、終わったことに対して、それも4月5月にそういう情報をもらって私は何という感想を出せばいいわけですか。困りますね。はい。結構です。ということなんです。

タイムリーにするということは、今からするということ、それから「したんだよ」ということの両方だとは思うんですけども、やって終わったことを何回も何回も出すというよりは、先ほども言いました早めにとすることは「こういったことが今からありますよ」とかそういったことだってタイムリーなことなんじゃないかなというふうに思うんですね。私たちは、いろんなことがあったということを知るということもありますけれども、それだけじゃなくて今からありますよというようなこともしていきたいなというふうに思うところです。

その中身のほうが改善されるような形の取組をもう一度ちょっとしていただいて、例えば、もう済んだことを3割ぐらい、そして、今からするとか、今月、来月ぐらいまでのものが何割とか、そして、それ以外に、町の中のいろんなことをお知らせするというんですか、そういった紹介みたいなものを何割とかというようなこともあってもいいのかな。そして、ちょっと生活の中のプラスアルファみたいなものをお知らせしていただくというものもいいんじゃないのかな。それは、逆に各課のほうで「こういったことをしますよ」とかそういったものを広報担当のほうに情報として知らせて、そしてそういうものを伝えてもらうような活動をしていていただきたいなというふうに思うところです。

そして、先ほど未来創生課の課長のほうからありましたホームページとかそういったことも活用

されるというお話でしたけども、そういったSNSのほうで、私は、LINEのほうで情報をもらうことが、今、一番、役に立っているというか、そういったものなんですけれども、もう一つはたまに「どうしたのかな」ということでホームページを見ることもあるんですけども、ホームページ、どれぐらいの周期で、変更というか、内容を変えられたりプラスしたりということをやされていますか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの井上議員の質問にお答えいたします。

ホームページにつきましては、よく皆さんが一番目にされるお知らせの部分に関しては各課のほうで適切なタイミングで記事を上げていただきまして未来創生課のほうで承認してすぐに掲載されるような流れとなっております。また、その他の部分に関しましては各課で変更ですとか改善点を踏まえて要望が出た場合にそれぞれホームページのほうに反映させている状況であります。

○4番（井上 和代議員）

そのホームページのほうなんですけれども、なかなか私もしょっちゅうしょっちゅう開くわけではないんですけれども、開くときというのは何かを知りたいときに開いていくわけですよね。その何かを知りたいときに開いてもその何か全然載っていないんですね。そういったところがあって、一番はタイムリーに。行事ですよね。

今、ほーらい館に車がいっぱいあるんですけども、これは何をしているんだろうか、こんなにいつもいつもお風呂とかそういったもので使うわけじゃなくて多分何か行事があるんだろうなと思って見るんですけども、そういったものをなかなか探し出せない。義名山のほうにどんどん車が上っていくんですけども、そういったものも何をしているのかなということでホームページを開くというふうになるわけなんですけれども、そのときに開いても情報が得られないときのストレス、お分かりになりますよね。ストレスじゃないけれども、「何で」と思ったときにホームページの中身が多過ぎて管理し切れないのかなと思ったりするところなんですけれども、もう少し省いていただいて、もう少し。

LINE、本当にタイムリーにぽんと出てきますよね。そうするとそれを私たちは見て「今、こうだな」というふうにして本当に一番役立っています。これ、もう少し皆さん広げてくださいね、町民のほうに。そういったところを使っていくわけなんですけれども、ホームページの中身、改良というか、できたりするもんですか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

情報発信に関しましては、それぞれの特徴を生かしまして、SNS等であればLINE、フェイスブック、インスタグラム、その他あるんですけども、ホームページに関しましては基本的に行政サービスやイベント情報を調べるための場所として情報発信を行っているところであります。その中でなかなか目的のものがみつからないというところに関しましては頂いたご意見を基に改善を

していききたいというふうに考えております。

また、未来創生課の情報発信の担当も随時変更と改善はしているんですけれども、なかなか、それが、反映というか、うまく発信できていないところもあるかなと思いますのでその辺は私のほうですとか各課に周知をかけて広げていききたいなというふうに思っております。

また、LINEに関しまして、現在1,100名ほどの方に登録していただいております、大体、人口の20%が登録すれば登録率としてはいいほうじゃないかというところは一般的に言われております。20%というと大体1,200名ほどになっておりますので残り100名に何とか登録していただけてより効率的な発信に努めていききたいというふうに考えております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。LINEのほうは本当に役に立つと思いますのでもう少しまた広げていただけたらなというふうに思います。

それで、今お話の中にちらっと出てきたインスタグラム、私はたまには開きますけど、これが公式な形で伊仙町のほうで使われているのか、その辺はどういうふうになっていますでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

インスタグラムに関しましては、伊仙町公式のもの、あとは地域おこし協力隊の方が運営している移住者目線での情報発信というところで運営をしているもの、この2つのものがあるというふうに認識しております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

インスタグラムという、私もたまには開きますけど、なかなか開きません。その中でいろんなお知らせ等があれば結局こっちのほうには届いていないということなんですね。発信するということは届けるという意味もあるかと思うんですけれども、こういった形でこういったものを届けたいのかなという思いであるのであれば、そういったところ、いろんな細かいこと、ホームページには書かれない、書けないとかというのをインスタグラムにとかというふうにしていくんだらうなと思うんですけれども、だったらだっただでインスタグラムをもう少し表に出していかないと私たちには届かないのかなというふうに思うところです。

また、そういったインスタグラムであるとかSNSと言われるものですか、自分でもSNSと言いながら何がSNSなのかをちょっと把握はしていないんですけれども、そういったいろんな発信するツールというんですか、そういったものが全部まとめてSNSなのかなと思いながら今自分でもしゃべっているくらい無知ではあるんですけれども、今、ホームページと広報誌とインスタグラムぐらいしか、あとLINEぐらいしか私は分かりませんけれども、そういったものをいろんな形で使っていただきたいんですけれども、4番のほうにもかかっていききたいと思うんですけれども、タイムリーな情報を発信することができているのかというところで、今言ったSNSの部分、そし

て広報誌の部分という中でタイムリーな部分を出せているのかなというふうに思うんですけども、今、十分だというふうに思われますでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほど質問を頂きましたインスタグラムの件につきましては、今、運用している対象としましては若年層ですとか子育て世代または移住者ということで視覚的に見ていただいている方向けに発信をしているところになります。そこに届かない層の方向けに、ホームページのほうに公式noteというブログのようなサイトがございまして、そこに画像ですとかいろんな記事を掲載しておりますのでそういったところもぜひ拝見していただきたいなというふうに考えております。

また、タイムリーな情報に関しましては、基本的に各課から上がってきたものに関してはLINE等に関してはその日のうちに掲載するようにしておりますし、希望日に合うような形で対応しているところであります。また、足りないところに関しましては随時改善をしていきたいなというふうに考えております。

○町長（伊田 正則君）

私もちょっとお答えさせていただきたいと思いますが、こちらから情報を発信するというのはすごく大事なことで、その発信が届かないということに対しては改善する必要があるなと思います。その中で何の情報が必要かを本人が判断して自分で探す時代にもなってきていると。探した人が知り得た情報をどう地域に広げていくかと。そういうコミュニティーの力というのが必要かなと思っています。

私ごとというか、崎原のグループLINEというのがあるんですけど、先日の台風のときに「倒木がありますよ」とかまた「どこどこの屋根が壊れていますよ」とかそういう情報がいち早く入って役場のほうでも私が見ることができますので役場のほうでも対応が早急にできたというか。また、地域の中でもみんなでそれを片づけようかという声が広がっていったとか。

そういう時代の流れとともに年配の方たちがSNSについての受け止め方が難しいと言うんだったら、今までの島にある隣同士が支え合う文化とかそういうのをまた活用しながらも、まず、本人たち、地域に住んでいる人たちが自分に必要な情報は何かという探すことに対してもこれから改善していかなくちやいけないとか知る方法として見つけていかなくちやいけないかなと思っています。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。集落のほうのグループLINEを活用されて、うちもあるんですけど、なかなかそこまでは使い切れていないかなというふうに思い、そうですねというふうに思ったところです。

今おっしゃったお話の中にもありましたように年配の方が携帯は持っているけどそこまで使い慣れていないというところであれば、一番いいのは集落のほうのマイクでするそちらのほうですけれ

ども、あとは、細かいことというか、大きなことでいけば、紙の媒体でお知らせする広報誌というもので、年配の方、そういったところ、そして若い方がいろんな情報を携帯とかSNSでもらって、そしてそういったものを伝えていくというような感じの今は流れなんだろうなというふうに思いますが、それを発信する側がいろんな形で工夫をしていかなければ末端までは届いていかないというところが今だと思うので今はいろいろ工夫をされてそういったところまで届くような形を取っていただきたいなと。

今、よくお知らせが来て「見たんだか見ていないんだか分からない。既読はあるんだけど」というときにボタンを押して顔マークが出てくるあれでこの人は見たんだなというのが出てきますよね。ああいったものとか、そういったものの使い方というか、そういったもの等ももう少し出てくればいいのかというふうに思ったところです。

私が一番いいなと思うのは、社会教育のほうで出ている、1年間ではないのかな、お知らせで「何月何日にはこれがあります。何月何日には何があります」というふうに6か月ぐらいの。この間も何か出ていましたね。出ていましたよね。何でしたっけ。

○社会教育課長（中富 譲治君）

お答えいたします。

社会教育課のほうで出しているのは、チャレンジ教室のプログラムや伊仙のいろは、あといせん寺小屋のプログラムを出しているところでございます。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

いろは、本当に私は「いいな、いいな」と思いながら「これ、行きたいな。これだったら行けるよな」とか「これはもう過ぎてしまったのか」と思いながら見るんですけども、ああいった形で広報誌の中で頂いたら「行きたかったな」と思われるのと「これ、行きたいな」というふうに思われるのとどれがタイムリーなのかなということだと思うんです。

行事があつて「こういったものがありましたよ」というときにこれを見て「これ、行きたかったな。この日、私、空いていたのに」と思うのか「これ、何月何日だったら何もないから行けるよな。行きたいな」と思うのと。このタイムリーさだと思うんですね。そういったところをもう少し考えていただいて、そういったものを、少し、改善というか、そういったところにつなげていただければというふうに思います。先ほども一番初めには言いましたが、早めにお知らせを下さいということ、それから「行きたかった」じゃなくて「行きたい」と思われるような広報をしていただければというふうに思います。

そうしましたら5番のほうに行かせていただきますね。イベントや行事等をいち早く周知する手段がないか問うということで先ほどありましたインスタグラム云々かんぬんということなんですけれども、結局、それがなかなかいい形で使われていなかったのだからこういったところを出していったんですけれども、一番、私が残念に思うのが万博です。

万博に伊仙町のほうで、長寿、子宝、そういったものを出されたかと思うんですけれども、私、大分探しました。本当になくて。うちの事務局長にも聞きました。そうしたら町長が何日から何日まで出張があるので多分そのぐらいの時期じゃないかなというようなお話まで聞いたところです。あれのお知らせってどれぐらいの形でお知らせをしたか、覚えていらっしゃいますか。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かに、昨年度9月26日から8日、大阪万博会場のほうで健康・美・長寿推進協議会として伊仙町の長寿とか魅力のPR発信をしまっていました。

そちらのほうの告知、それからPR関係ですが、まず町のホームページに期間とかしか載せられていなかったのは確かにこちらの配慮不足です。それ以外に大阪観光局さんとその後も連携して現在も日本の観光ショーケースというサイトの中で常時新しい情報といろんな伊仙町の情報を発信するための連携したページを設けてその中からさらに伊仙町のホームページ、伊仙町の観光地等に関するサイトに飛ぶようにはできているんですけど、そちらのアクセスの仕方、そちらへつながっていく方法というのがまだ十分周知されていない現状であります。

また、今後、未来創生課広報係とも連携をして健康・美・長寿推進協議会としては5年間の契約で協議会に参加しております。その中で、万博は終わりましたが、今年度も、伊仙町は参加ができませんでしたんですけど、長寿サミットがあり、また来年度以降も長寿サミットの計画もされております。全国、参加、現在10自治体の中で今後の候補地も決めていくので、そちらの周知であったり、また候補地として伊仙町に来てもらえるように未来創生課と協力をして周知していきたいと思えます。

○4番（井上 和代議員）

長寿サミットですか、そういったところはこれから出てくるということですから先ほども言いました「行きたかったな」というふうに言うことではなくて「行きたいな」というふうな形で早め早めの告知のほうをお願いしたいと思います。

それで、今もまだあるんじゃないかなと思うんですけども、こちらのほうの議場から出て左のほうに曲がっていくとそちらのほうに大きなポスターがあります。あれ、たしか万博のポスターですよ。違いましたか、もう。前、あそこに万博のありましたよね。

そういったところにも、ポップ的な形で、私たちが本当に誇れる部分の町長がいて、そして、そこで、徳之島、長寿のほうの食べ物であったりとか何とかというふうな形で本当にいろんなところがあるにもかかわらず伊仙町を選んでいただいたということが本当にすばらしいことだと思うんですけれども、それを、向こうのほう、関西のほうにいる人にお知らせをするのになかなか調べがつかないということで本当になかなかジレンマをしましたが、そういった形でこれからいろんなイベントと、今おっしゃっていただいた長寿サミットですか、そういったものが行われるのであれば、伊仙町の中でできる行事等、イベント等、「行きたかった」じゃなくて「行きたいな」とい

うふうに思っていたくような形を取っていただければなと思います。

あと、もう一つ、この間、大和のほうの慰霊祭のとき、これはきゅらまち観光課の課長さんにも直接お話をさせていただきましたけれども、あれがあったときに、犬田布岬の入り口ぐらいでも構いません。そして、駐車場でも構わないので大きく今何が行われているかという立て看板とかそういったものがあればいいんじゃないかなというふうに思ったところです。これから何か行事等をするときにはそういったことも皆さんのほうで考えていただいて今何が行われているというようなこともお知らせいただきたいなというふうに思います。

議会のほうもLINEのほうでは何月何日から議会のほうが始まりますよということなんですけれども、例えば役場のほうの入り口に何時から何時まで何階で議会が始まっていますよというようなことが目につけばちょっと寄ってみようかなというふうに思うこともあるかもしれません。そういったふうに目につくような形の取組というものもこれからは欲しいなというふうに思うところです。

そういったところで1番のほうの町の広報についての質問を終わらせていただきます。

休憩をお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（永田 誠議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（井上 和代議員）

今、休憩のほうを頂きましたけれども、休憩の間に他の議員さんの方からこんなことはどうなんだろうなというようなお話を頂きまして、それも今私が質問している広報についてという部分がありますのでちょっと皆様のほうにも考えていただきたいなというふうに思います。

議会のほうはユーチューブのほうで配信されておりますが、今みたいな10分くらいとか5分の休憩とか、あとお昼の休憩とかは30分、1時間というときがあるわけですがけれども、そのときに、町のほうにある昔の踊りをしている、町民が踊りをされている、そういったものの映像とかというものを流せないかなというようなことのお話もありましたけれども、またそういったものができればただ単に「今、休憩中です」というだけの静止画だけではなくてそういったものができればなというふうにお話がありました。

もう一つ、タイムリーにというようなお話がありましたけれども、ふるさと納税のポスター、あれはいつ頃のものでございますでしょうかということです。今の時代に合った形でもう一回撮り直しをしてふるさと納税にまた取り組んでいただければなというふうに思います。

あと、区長会、毎月毎月ではなくて偶数月という形で行われている、そして町長がいらっしゃるかいらっしゃらないかというような形でお話がありましたけれども、これから本当にタイムリーな形で町長の動きに合わせるということであればなかなかそういうタイムリーな形ができないかと思いますので、なるべく、1日ぐらいだったらあれなんでしょうけれども、町長のそういったスケジュールのほうも合わせていただければなとは思いますが、毎月していただいて、課長さん、そして区長さんのほうと。

区長さんというのは区のほうの長でいろんな情報を持っているわけですから「その月の」「前月の」という形でタイムリーな形の情報を得ることができると思いますのでそういったものもできないだろうかということも検討をしていただいて皆さんのほうの意見等を。そして、先ほども言いましたように町民と行政とをつなぐツールの広報誌もありますが、そういったところのツールもありますので、区長会のほう、毎月していただくというのものもありかなというふうに思いますので検討のほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

大体、こういった形で1番のほうの質問を終わらせていただきます。

そうしましたら、2番目のほうの質問ですね。带状疱疹ワクチンの予防接種についての質問に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（伊田 正則君）

ご質問ありがとうございます。2番の带状疱疹ワクチンの予防についてのご質問にお答えいたします。

带状疱疹予防接種については、伊仙町にとりましては、令和7年度から令和11年度の5年間、農業連携事業として東京にあるパブリックヘルスリサーチセンターと東京医科大学、伊仙町、3者において基本合意を取り交わしております。

人と農業・園芸との多様な関わりから健康へのポジティブな影響とネガティブな影響を抽出し、検証し、健康寿命、ウェルビーイング、身体的・精神的・社会的に満たされた状態また幸福度や生きがい、こういうところの向上に向けて取り組んでいる事業の一つだというふうに認識しております。この一環として带状疱疹のワクチンの接種を伊仙町では推奨しているということだと思っていますので、この後、詳しい専門的な内容等も出てきますので担当課長に答えていただきたいと思います。

○健康増進課長（大山 拳君）

井上議員の带状疱疹ワクチンの予防接種についての質問にお答えします。

まず、带状疱疹について少し説明したいと思います。带状疱疹、過去に水痘（水ぼうそう）にかかったときに体内に潜伏していた水痘带状疱疹ウイルスが加齢やストレスなどにより免疫機能が低下することでウイルスが再活性化して引き起こされる痛みを伴う水痘ができるという病気になっています。こちらの病気なんですけれども、日本人の9割以上の体内に潜伏しているというふうに言われております。通例、70歳代をピークに80歳代からはピークアウトするというふうに言われてお

ります。

そして、1 番の取組と現状についてということで答弁いたします。

現在、取組として、先ほど町長がおっしゃったとおり東京医科大学、そしてパブリックヘルスリサーチセンターと協定を結んでおりまして、農福連携事業、その一環として带状疱疹のワクチン接種の事業を推進しているところであります。

令和8年4月全戸配布の広報誌によって広報、そして5月に町のホームページにて広報、同じく4月に町の広報誌においても広報をしております。先月、5月、健診が行われたんですけども、議員の方でも何名かいらっしゃったと思うんですけども、その際に広報用のポスター、チラシ、そして動画の配信もして健診時にそこは閲覧できるよう配信をご覧いただけるように会場で放映をしたところでございます。

○4 番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

9割が水ぼうそうのそういったものを持っているということは、この9割の方は带状疱疹になるかもしれないという考え方でよろしいでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

議員の認識のとおりです。さらには80歳までには3人に1人が水痘、带状疱疹にかかるというふうに言われております。

○4 番（井上 和代議員）

昔からよく島の言葉で「タンギャー」と言いますよね、带状疱疹のことを。昔からあった病気だとは思うんですね。ですけども、これを最近よく聞くというか、本当に話題になったりテレビでも見ることも聞くことが多いんですけども、これは要因というか、そういったもの、何かあったりするんでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

先ほど带状疱疹について説明した中でもあったんですけども、過去に9割に潜伏している罹患された方が加齢、疲労、そしてストレスなどによって免疫機能が低下した場合に引き起こされるものが要因となっているというふうになっております。

○4 番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

本当にこんな時代もあるのかなと思うぐらい、コロナの時期というのは、皆さん、今言ったみたいにストレスであるとか、それから本当に体力的なもの、外に行って遊べない、みんなと一緒に遊べないとかというものもあるだろうし、身体的、それからストレス、本当にいろんな形もあって、また、コロナになったという身体的なダメージというんですか、そういったものもあってもそういったことも一つの要因として重症化されているこの時代というような形もあったりするのかなと思

ったりもするんですけども、今、带状疱疹というふうに聞いているわけですけども、最近よくテレビで出てくるのが、带状疱疹の、今、私たちが伊仙町のほうでもらっているチラシというか、それとは別に60、65、70、75という形で助成しますよみたいなものがあるんですけども、あれと今伊仙町のほうで頂いている違いというんですか、それがいまいよく分かりづらいんですけども、その辺、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。質問の趣旨では2番というふうにお答えしたいと思います。

今、町内及び島内でのワクチンの種類は2種類です。1つ目が生のワクチン、そしてもう一つが不活化ワクチンというふうに呼ばれております。

まず、効果の違いについて説明したいと思います。生ワクチンを接種した場合の1年後の接種の効果率、予防効果が生ワクチンの場合は6割程度で不活化ワクチンは9割以上、5年後、生ワクチン、4割程度、不活化、9割程度、10年後、生ワクチンのほうについては表記がございませんでした。不活化ワクチンのほうについては7割程度。こちら、厚労省のホームページのほうに記載されております。

接種方法については、生ワクチン、1回の接種。これは皮下接種になります。そして、不活化ワクチンのほうは2回接種。これは筋肉注射になります。

両方、生、そして不活化ワクチン、それぞれ副反応というのは他の予防接種と同様に発疹や疼痛等の副作用はあります。

そして、一番気になるところだと思うんですけども、費用、生ワクチンのほうが単価として9,000円、そして不活化ワクチンが2万1,000円から2万2,000円。この効果を加味した上で我々は接種希望者に対しては案内をしているところです。そして、助成額としても、生ワクチンのほうが助成額が5,000円、不活化ワクチンのほうが1万円、2回接種なので合計2万円というふうになっております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

今お話を聞いただけでも、回数は2回という形で、不活化ワクチンのほう、そういったもののほうがいいのかというふうにお話を聞いて思ったところなんですけれども、今、伊仙町のほうのチラシのほうを見ていると伊仙町の中での50歳は全員この予防接種の対象になるというような考えでよろしいでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

先ほど答えそびれてしまったんですけども、65歳以上からの5歳刻みの接種については定期接種というふうに呼ばれておりまして国の助成で補助をしております。今、議員がおっしゃった50歳以上は、伊仙町は、50歳以上を対象として、任意の接種、こちらに対しては町独自の助成をしてお

ります。こちら、令和5年度からの取組になっております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。そうしたら、伊仙町は、そういった部分は前進しているとか、そういった形に捉えてもいいわけですね。

それで、助成してくれる部分というのは大きいですね。今言った一番自分が今受けようと思っているのが不活化ワクチン。2回で2万幾らかを自分の形で払っていくと。でも、2万幾らかは助成してもらえるとということで、金額もちょっと高いわけなんですけど、いつまでそういったふうに助成をしていただけるのか、そういったもの、何かありますでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

いつまでという期日は現在のところ設けておりません。現時点でも、带状疱疹、先ほどもあったんですけども、9割の日本人の体内に潜伏しているウイルスということで考えれば今後もこの事業に関しては継続して助成についても継続していきたいというふうに考えております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

私の周りにも、带状疱疹、何人か重症化した方がいらっしゃって、原因が分からなかったと。目がちょっと失明しかけるところがあって。それは5年ぐらい前の話ですよ。最近じゃなくて。目が失明する手前ぐらいまでになって原因が分からずということで鹿児島なりに通院していたら最終的に分かったのが带状疱疹のそういったものだったというのを聞いたときに最近その話をよく聞くんですね。

最近、本当に重症化するというのがよく聞かれるわけなんですけれども、そしてまた皆さんのほうの取組で割と「带状疱疹、大変だね。痛いよね」というようなことで出てくるんですけれども、重症化する前にワクチンをして予防することなんですけれども、3番のほうに入るかと思うんですが、ワクチンを打ちたいんだけど、どうすればいいかということで、ただ単に私なんかだったら「やっぱりワクチンを打たなきゃいけないな。伊仙町のほうは助成しているから病院でワクチンを打ってもらおう」と思ったら直接病院に行ってしまうと思うんですね。それでいいのか。その辺もちゃんと教えていただけますでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

先ほど言った65歳から5歳刻みの定期接種については国の助成がついております。そちらに関しては事前に接種券のほうを配布しております。そして、任意のほうについては、病院に直接ということができればいいんですけれども、任意の方のまず本人の意思確認をしないといけないということで、一度、保健センターのほうに寄って助成券をもらっていき、その後に医療機関で接種をしていくというふうな手続になっております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

先ほど言った60、65、70、75という方たちは役場のほうから接種券というのが自宅に来ると。だけど、自分の年が60、65、70、75じゃない人は自分で役場にその券を取りに行くという形ということですね。どこに行けば、どういうふうな形で何を持っていけばいいのか、その辺も教えていただけますか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

手続の際に何かを必要とするものはございません。こちらのほうでも保険資格等も確認できますので、本人が接種したい、任意で希望するという場合にはこちらのほうで問診等をして接種券を渡すというふうな流れとなっております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

補助券というのをもらって、そしてそれを持って病院のほうに行けばいいわけですね。病院のほうに問合せをして。病院はどこでも大丈夫ですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

病院についてもどちらの病院でもワクチンもございますので対応は可能です。

ちなみにというところなんですけれども、現在までの接種者の数、それぞれの病院ごとなんですけれども、4月時点なんですけれども、宮上病院さんのほうで6名、いなだ整形5名、徳洲会病院3名、徳之島診療所3名、伊仙クリニック40名というふうになっております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

島外では無理か。はい。じゃあ、島内の病院のほうに問合せ等をしてそちらのほうに補助券を持っていくということでもいいわけですね。

それで、もう一つ問題があります。私たちは役場のほうに来ることがありますのでそのついでにそういったものをお願いしてもらえんですけれども、例えば自分の配偶者等もしくは親戚とか兄とか姉とかそういったものも私が受け取ることはできますでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

本人以外の方が申請ができるかということについては、今、確認ができていないので、確認次第、答弁をしたいと思うんですけれども、本人確認ができれば接種券を交付することは可能だと思っています。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

なぜかというと役場になるべく行きたくないという人は結構いらっしゃるんです。ちょっとくすっと笑いますよね。そういった方なんかはどういうふうな形の働きかけをすれば役場に行ってそれをもらいに行ってくれるかなということだと思っただけですね。

今おっしゃっていただいたように9割の方はなる可能性がある。もしくは重症化する可能性があるということであれば受けていただきたいなと思う部分もあるわけです。それで、この暑さですよ。これで体力も消耗するであろうし、50歳以上の年齢ということもあって受けてもらいたいという部分は大きいですけれども、補助金というものをもらってほしいと思う部分とどうしても合致しないところがあってなるべくそちらのほうから何か働きかけをして「こういったものを受けてください。これを持って受けてください」というふうにそちらのほうからの働きかけというのがちょっと欲しいかなというふうに思うところなんですけれども、先ほど言いました60、65、70、75の方は国からのそういうものがあるんで国からのほうで届くということなんです。そちらのほうで全体として今何名ぐらい受けられているのかちょっと確認をしていただいて、それ以外の部分でもある程度はこうして分かるかなと思うんですけれども、例えば重症化しそうだとか、持病があったりとかする方なんかは逆に受けたほうがいいのかという方もいらっしゃるかなと思うんです。逆にまた受けられないという方もいらっしゃるかなと思うんです。

病氣的とか、そういったものでもちょっと分けていただいて、先ほど言った年齢ではないんですけどもこの方はなるべくとかいうような、ちょっと障がいがあるとか何かしらの部分で町のほうからの働きかけをするというように必要になってくるのかなと思うんですけれども、もしそういったことができるのであればしていただきたいと思うんですけれども、そちらのほうから、接種を促すような活動とか、取りあえず、補助券というんですか。そういったものを受け取りやすい方法というのが何かあれば教えていただきたいなというふうに思うんですけれども。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

受診の勧奨、推奨について、こちらからも積極的に勧奨、推進しているところなんですけれども、一方で、できないというわけではないんですけれども、予防接種法に定められた基準というものを考慮すると過度な勧奨は禁忌とされるというふうに行政のほうではなっております。予防接種法の帯状疱疹ワクチンはB類に定義されております。行政の責務としては接触機会と情報を提供する責務を負うというふうになっております。

そのために、先ほど来、チラシ等で広報、動画等で広報をしているというふうにあるんですけども、役場に入った際にこういったチラシが至るところにあったと思います。トイレのほうにも貼っております。一人でも多くの人の目につくためにそういった広報活動もしておりますので積極的な広報は今後も随時やってまいりたいというふうに考えております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

確かに、そちらのほうのポスター、商工会のほうからこういったものをお店のほうに貼っていただきという形で頂いて貼っておりますが、そういった形である程度の規定というものもあるかと思いますが、また、皆さんのほうでも、いろんなところ、いろんな形で広報なりまた注意なりということではいただきたいと思います。また、7月には厚生連の健診等がありますのでそういったところでもまたいろいろ活動をしていただいていると思いますけれども。

私たち、本当に带状疱疹は痛いんです。大変なんです。ただのできものという考え方ではなくて、それこそ大変な部分になりますので。

私も2回ほどあります。その痛さもちょっと知っているつもりですけども、私は自分がこれは带状疱疹だと思ったときに、赤い粒が5粒ぐらい出たときにもう病院に行きました。そうしたら案の定带状疱疹で、たしか飲み薬とか、あと塗り薬とかそういったものをして。早めの治療だとそれだけで終わるんですけども、それが分からなければ、多分、重症化しそうな。本当にただのできものぐらいにしか思わなかったと思うんですね。

この大変さというのがありますので皆さんのほうでもまたいろんな広報のほうもしていただきたいなというふうに思います。带状疱疹のほう、本当に50歳代以上の方が多いのでこういったところも受けていただければなというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

そうしましたら3番のほうに入っていきますか。

○町長（伊田 正則君）

3番のハブの買取り価格についてのご質問にお答えいたします。

昨日も清議員のほうからご質問がありましたが、ハブに関しては昔から私たち島で暮らす人たちにとっては恐怖の対象だという認識は一緒だと思っています。毎年、ハブの咬傷者による入院等が余儀なくされているという現状もよく知っているつもりです。

ハブが減ることによって私たちは安心安全な生活を築いていくというすごく期待する部分と、こういう咬傷事故等の恐怖が私たち人間が山へ奥深く入ることに制限をかけて徳之島に数多く生息する固有種が守られてきたというのも事実だと思っています。

今後、ハブの買取りが適正かどうか、価格を上げることによって町民にとってどのような利益につながるのか、また、先ほど話をしたように自然界の生態系を変えることで自然環境のバランスを壊すことにはならないのかとか、バランスを崩すことになったときにまた新たな課題、ハブがいなくなってネズミが増えるとか、また、イノシシがハブを食べなくなって、イノシシがハブの餌がなくなったということでさとうきびに走っていくとか、いろんな課題がもしかしたらあるのかもしれないなと思います。こういうことも含めて専門的な方々のご意見も伺いながらどのような形で進めていくのがふさわしいのかということを検討していく必要があるかなと思っています。

今現在、3,000円で買取りをしています、咬傷者については大きく見ると年々減ってきているという状況だそうです。その中で5,000円に上げることに對してこれからいろんな意見を踏まえながら検討していく必要があるかなと思っています。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

①ハブ対策推進協議会とはどのようなものか等についてお答えいたします。

大島本島、徳之島の首長と各関係機関で組織する協議会でハブ対策の啓発、生産環境整備を推進し、住民生活の安定と産業の振興に寄与することを目的とする組織であります。

主な活動内容としましてはハブ対策の啓発の推進、毎年、各世帯に配られるHABUDASの発行、そして小学生によるポスターの制作、あとハブ捕獲及び生産環境整備の推進、また、ハブ対策に関する調査及び研究への協力などが主な活動内容となります。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

ハブ対策推進協議会ということで、先月かな、先々月かな、広報誌のほうにたしか入っていたのがそうだなと思って見るところでありますけれども、そういったところでいろいろな活動をされているんだろうなというふうには思うんですけども、今、町長のお話を聞いて5,000円に上げる気はないんだなというふうに思って、これから、あと45分になりますけれども、45分目いっぱい使って5,000円にしなければいけないなというふうに思っていたかどうかというふうに思いますが、昨日、清議員のほうでも援護射撃をしていただきましたのでこれからちょっと力強くこちらのほうで5,000円にするべく頑張っていきたいと思います。

こちらのほう、まず、現状を知っていただくというか、現状を知ってほしいと思うんですけども、2番のほうに入りますけれども。現在の買取り価格でハブを減らせることができるのかを問うというところで、そんなに長くなくていいんですけども、令和5年度から5、6、7で構いませんで3町で捕られたハブの数を教えていただけますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

令和5年度に徳之島で捕られたハブの数は7,540、令和6年度8,473、令和7年度7,402匹となります。

○4番（井上 和代議員）

町長、今、おっしゃった数字、もう一回、言いますね。令和5年度7,540、令和6年度8,473、令和7年度7,402。どうですか。減っているというふうに感じられますか。

○町長（伊田 正則君）

10年間ぐらいずっと統計を見てもみますと気候によって増えている時期また気候によってはハブの子どもが多く生まれているという時期もあったり例年にないぐらい今年は小さなハブが多いという時期もあったりとかずっといろんな統計が出てきていますけど、長い目で見てみると私が調べたところによりますとだんだん相対的には減ってきているというような表記があったような記憶があります。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。私はこの数字を見て横ばいだなというふうに思います。究極に増えていくと。それは月々にはありますけれども、大体似たようなところですね。

7,000、8,000、7,000ということなんですけれども、まず、ハブ、これの生態のほう、こういった形で卵を産むであるとかそういったところ、分かるのであれば、生態のほう、教えていただけますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

ハブに関しましては7月頃に産卵するということで1回に4個から15個の卵を産みます。ただ、人工飼育下で大体7割から8割のふ化率、自然界においてはそれ以下のふ化率だと推測されます。

○4番（井上 和代議員）

今言ったように4から15ということなんですけれども、一回、卵を産んでふ化するのが半分としても7個から5個、6個という形になってくるわけですね。それが一番最大で出てきたのが21個だそうです。21個が半分としても10個は成長してハブになっていくんです。毒を持ったハブになっていくわけですね。

今、1つの個体が1年に1回しか産卵云々というのはないそうですけれども、その1つの個体が毎年毎年という形で大体10回ぐらい、10年ぐらいは卵を産み続けると。1つの個体が5個ずつぐらゐを10年間、これだけでも簡単に想像するだけでもちょっと嫌なんですけど、そういった形で減っているというような意識というのはどうなのかなというふうに思うんですね。

先ほど言いました、減っている、少ない数があつたり多い数があつたり小さいのが出てきたりということなんです、大体6月ぐらいというのが、ふ化するというか、3月から7月、その辺ぐらゐ、6月ぐらゐにふ化したりということでまた活動が主になっていく時期だそうです。そういったところを見れば、そういった捕獲率というか、捕獲数というのもまた増えていくと思うんですけれども、こういったところでいけば減っているイメージというのは私は全然ないです。

卵の数とか。それから、卵、ふ化率が云々と言いますけれども、ハブの天敵って何ですか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

自然界においては鳥、猫などがハブの天敵となり得ると思います。また、人間も天敵の一種かなと思います。

○4番（井上 和代議員）

苦しいですね。今、ふ化をするというのが半分ぐらゐとかというお話がありましたけれども、卵を10個産んでこれが私はそのまんまふ化していくんじゃないかと思うぐらゐこれに対しての天敵云々というのはないに等しいんじゃないかなと思ったりすれば10個を産んだら10個のものがふ化していくようなイメージがあつてなかなか減っていつているイメージがないんですね。

先ほどの買上げ数というものもありますが、割と横ばいで減っているイメージというのがなかなかつきづらいというふうに思うところなんですけれども、この横ばい状態のものをどういうふうにして減らしていくか。減らせば生態系が云々というお話もありましたけれども、減らさないと私たちは安心して生活ができないというところもあるかと思うんです。

3番のほうにも入っていくかと思えますけれども、現状の買取り価格に改正された時期及び経過について、一回、お話を聞かせていただけますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

昭和29年から買取りを実施しておりまして、平成2年より県負担が3,000円となり、その当時の町の負担はハブの大きさにより変動しております。平成6年度より大きさにかかわらず5,000円、県3,000円、町2,000円で買取りを行っており、平成16年に県の財政改革プログラムにより県負担が2,500円となり、4,500円となっております。平成17年、県政刷新大綱を踏まえ事業の見直しが図られ、県負担が2,000円の町負担1,500円の3,500円、平成26年度には県の財政負担軽減から1,500円となり、現在の3,000円で買取りを行っております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

先ほど伊仙町も、伊仙町が、と言ったほうがいいのかちょっと分かりませんが、先ほどのハブの買上げ状況のほうの表があるかと思うんですけれども、例えばというか、平成5年、6年、7年の徳之島町の数字、ちょっと教えていただけますか。令和5年、6年、7年。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

令和5年の徳之島町の買上げ数は3,237、令和6年度、4,119、令和7年度、3,406匹となります。

○4番（井上 和代議員）

今と同じような形で伊仙町のほうも教えていただけますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

令和5年度の伊仙町の捕獲数は1,703、令和6年度、1,557、令和7年度、1,620匹となります。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

町長、今の数字、見ていただいたと思うんですけれども、徳之島町、伊仙町、天城町もあるんですけれども、天城町は、大体、伊仙町と徳之島町の間ぐらいの数字です。伊仙町のほうの数字が徳之島町の半分ぐらいという形なんです。私のイメージからしたら半分ぐらいはまだこの辺にいないかなというふうに思ったりするぐらい嫌な数字なんですけれども、今お話しいただいたようにだんだん5,000円からちょっとずつ減って行って、今、県のほうが1,500円、伊仙町のほうが1,500円で3,000円で買取りという形になっているかと思うんですけれども、恐怖からしたら3,000

円というものに測れないぐらいの恐怖はあるんですね。

今日も下のほうに今買い上げたものをキープしているガラスのところがあるわけですが、昨日、保健所のほうに取りに来ていましたけれども、今日、既に何匹ですか、あれは。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

今、今日の匹数はちょっと確認していませんが、この梅雨時期になりますと1日で2、30匹は入ってくるところでございます。

○4番（井上 和代議員）

1日で2、30匹が来るらしいです。今日、私は朝に来て車を止めるときにバックして入れて目の前のハブのいるところが目についたんですけれども、ハブってすごい伸び上がるんですね。ガラスの範囲がありましたけど、顔が見えないところまで上がってそのうちこれ以上伸びないということでカタンと落ちていましたけど、お話を聞けば普通にコンクリートなんてよじ登るよというようなお話を聞いて本当に身の毛がよだつ思いがあったんですけれども、そういったところで、ハブのほうの対策のほう、5,000円から3,000円に下りたときにどれだけの数を捕獲していただいているのかなというふうに。ちょっと怖いなど。

捕獲する者の方が減っていつているのではないかな。5,000円から3,000円になってただ単に「ハブがいるな」ぐらいの感じで逃がせば、またどこかで何かをとと思ったらやっぱり捕ってほしいということには3,000円から5,000円になったときにそういう思いも出てくるかと思うんですけれども、そういったところも一つあるのではないのかなというふうに思うところです。

近所の話というのを幾つか取り上げて、ハブの怖さというか、どれだけ身近にいるかというのをちょっと話していただければなと思うんですけれども、最近、ハブがその辺にいたとかかまれたとかというお話、何か聞いていらっしゃいますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

自宅のほうで家の中でハブ咬傷に遭われたという方も毎年何人かはおられます。ただ、咬傷に關しましてはハブの取扱い時の咬傷もまた多い状況ではございます。

○4番（井上 和代議員）

ハブを捕る講習を役場のほうはされているということでちょっと心強く思ったところなんですけれども、私はちょっとご遠慮させていただきたいなというふうに思うんですけれども、ハブの怖さ、見た目もあんまり好きじゃないんですけれども、近々でいけばまず喜念のほうでおうちで寝ていてハブにかまれたという例を最近聞きました。それも県道沿いのおうちです。新しいおうちです。ですから、隙間なんてないはずなんです。

昔のおうちでしたら隙間がいっぱいあってそこから入ったんだろうなというふうに考えられるんですけれども、本当におうちを新築して何か月ぐらいだと思います。確かに後ろのほうにはちょっ

としたやぶがあるんですが、コンクリートできれいに、囲いというんですか、してあって、それでもって、おうちの中で、顔面でしたかね、かまれたというお話を聞いてどういうふうにこれを防げばいいんだろうというふうに思ったところです。

あとは、古いおうちなんですけれども、おうちの中に入っていくのを見て、そしてそれを探したら、おうちの片隅のほうに、固まっていたというんですか、そこでそういう捕るあれがないので近所の方を呼んで、すぐというふうにはなかなかできなかったので逃げないかどうかを確認しながらその捕る方を待っていて捕ったというお話。

そして、主人がいなくて荷物を運んでいるときに、1回目のときにはどうもなかったんだけど、2回目のときに玄関のところでハブが横を通ってびっくりして手を痛められてということで、まだそのハブがおうちの中に入ったということでおうちの中にも入れず手の痛みもありというところに後から来られたら、玄関の片隅のほうで、丸まったというんですか、そういったことがあったという。かまれてはいないんだけど、やはりけがをされているということが一つ。

そして、私は、本当に、2週間ぐらい前ですかね、おうちのそばで、車の、夕方7時、8時、その辺ぐらいだと思うんですけれども、外のほうでちょっと音がするもので何だろうと思って見たらハブが隣の老夫婦の方のおうちの塀を上って入ろうとしていたところに若い方が通られてそれを捕まえて。捕まえようとしたら尻尾がタイヤに絡まってなかなか外れずに結構すったもんだしていて「なかなか捕れないよ」とかと言いながらちょっとああだこうだしていたんですね。街の中にもあるし。

私のおうちのその辺はハブの通り道だよと言われました。それを聞いてえっと思いながらだったんですけれども。よく言われます、ハブの通り道というのは。そのハブの通り道というのは結局やぶとか石垣とかそういったところから出てくるとかという話を聞くんですけれども、本当に身近なんですよ。ハブの形というのの生息というんですか。

きゅらまちのほうでも、よく、上面縄のほうの、外観というんですか、本当に保存すべきいいところだなというふうにお話しただいてるあそこだって石垣がかなりあって、あの石垣、ハブのいろんなところがすみかになっているとかという話を聞くんですけれども、そういったものが、表裏一体じゃないけども、いいのとそういうマイナスの部分とが本当に一つになっているところなんです。ハブを見ても「ハブが行っている」ぐらいになるのか。捕ってほしいんだけど、そういったふうになるのか。

私はどんどん捕っていただいて民家のところにあるものは捕っていただきたいなというふうに思うんですが、この間、隣町、どっちかあれなんですけれども、どこで捕られたのかが問題だというようなお話をしていましたけども、よく畑で捕ります。捕りますというか。持ってこられる方。それは当たり前ですよ。草を刈っているときに捕ったりとかハーベスターをして捕っているとかというのはそれはそれで多いかと思うんです。捕られる。何か書くんですよ。どういったところで捕獲しましたかという部分があるかと思うんですけど、それは、どういうぐらいの間隔というか、どう

いうふうなところが多いとかがあれば教えていただけますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

どこで捕獲したかというアンケートは今現在を取っていないんですが、この時期でしたら、夜、ドライブ中にハブを見つれたりとか、道端、そして畑の草刈り中、また1月2月とかになりまして製糖時期になりますとハーベスターを行っている方が持ってきております。

○議長（永田 誠議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時03分

○議長（永田 誠議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

ハブを捕まえる場所というのはどこでもあると思うんですね。多いというのはよく畑とかハーベスターのほうであるとかというのはあるかもしれませんが、それはハブがいるところに行って捕まえるような形になるかと思うんですけども、それとは別に皆さんの身の回りで「こんなところに」というのを重視したほうがいいと思うんですね。

それで、先ほども私のほうも思ったように、自分のおうち、本当に県道の横のおうちであるとか本当に人家がある中で最近は見つけるということが多いわけですが、よく聞くのが側溝からはい上がってくるという話ですよ。こういった雨のときに上のほうから畑云々かがあってそこからの水と一緒に下のほうに流れてきてそこからはい上がってとかという話をよく聞くんですけども、そういった形で「何でこんなところに」というのを聞いていただくと、恐怖というか、そういったものを感じるのかなというふうに思います。

先ほどハブの生態系というものをお聞きしたんですけども、ハブの餌となるものでカエルというものがあると思うんですけども、去年、おととしかな、よく話題に上がりましたシロアゴガエルですか、それは餌になることであると思うんですけども、物すごく繁殖力が多くてということがあったんですが、今、それはどういうふうな形になっていますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えいたします。

シロアゴガエルに関しましては生息域の調査並びに駆除のほうを行っております。

○4番（井上 和代議員）

駆除をしているというふうに思うんですけども、終息する可能性はありますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

現在のところ、生息域のほうが拡大していない。今、だんだん生息域を狭めていっている状況でございます。

○4番（井上 和代議員）

そのシロアゴガエルは繁殖力が多くてということで、牛小屋とかにあるちょっとしたため池というか、水をためているところも注意をなさいねみたいな話があったかと思うんですけども、私のおうちの周りにも、あちこちに、ため池というか、水がちょっとたまっているところなんですよけど、カエルの声がすごい大きいんですね。それを聞くと餌があるというふうに思っちゃうんでそういったものからすればハブの生息区域というのは本当に街の中に来ているのかなというふうに思ったりして、そうするとどこでもいるということを書いていかなきゃいけないのかなというふうに思ったりするんですけども。

もう一つ問題になるのが空き家ですよね。空き家のほうの対策として、古いところであれば、空き家対策でネズミが来て、そしてそのネズミを追いかけてハブが出るというようなお話があるんですけども、今、実際に空き家という形のものが、伊仙町のほうには、大体、幾つぐらいというか、あるというふうになっていますでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

すいません。今、手元に詳細資料がないので確定した数字はないんですけども、恐らく400ほどの空き家はあったかというふうに記憶しております。

○4番（井上 和代議員）

400ぐらいあってその中で半分ぐらいはもしかしたら使えないというような状況なのかなとも思ったりするんですけど、そういった状況はどれぐらいの感じになりますでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

お答えいたします。

すいません。こちらもちょうと詳細な資料を持っていないので正確な数値はお答えできかねるんですけども、昨年、伊仙町内において空き家の調査をいたしました。その中で使える空き家と使えない空き家というところもそれぞれ調査をしております。使えない空き家に関しましては早めに除去したほうがいいのかというところで持ち主のほうに通知をしたりですとかそういった弊害が出ないような形で町としても動いていきたいというふうに考えております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

今言ったシロアゴガエルのほうの対策云々、そして空き家対策、そして、畑総というんですか、そういったものでハブが今までいたようなところもきれいになって、そして移動してという感じで

すると本当に身近にハブがいるような感じを受けるわけなんですけれども、ハブを防ぐ方法というのをお聞きしたいんですけれども、虫を駆除するように駆除の薬とかがあれば教えてください。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

これといった駆除方法はちょっと今のところは思いつかないです。

○4 番（井上 和代議員）

薬がなければわなとかそういったものがあれば教えてください。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

わなを仕掛けて捕獲している方も島内に研究者とかはいるとは聞いております。

○4 番（井上 和代議員）

「聞いている」であって実際にそれが活用されているというお話はあまり来ていないですよ。

たまに聞くんですけれども、おうちの周りに、硫黄というんですか、温泉の硫黄をまくと蛇が来ないよみたいな話をするんですけど、あれは信憑性があるかないか、分かりますか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

効くか効かないかはちょっと分からないんですけど、その他にも漂白剤の匂いとか、あと除草剤とかそういったのをまいたら近づきにくいとかというのは聞いたことがあります。

○4 番（井上 和代議員）

除草剤をまいてきれいになっているから見えやすいということでもないのかなと思ったりするんですけれども、結局は防ぎようがないということですよ、問題は。駆除する薬がない。わなを仕掛けてというのもポピュラーではない。

そして、今言った硫黄というか、そういったもので防げるということの確信というか、そういったものもないということで、ハブが自分たちの周りに来ないようにする、防ぐようなことができないであろう、逆にできないことに近いということだと思うんですね。ということは危険にある程度さらされている部分というのが大だとは思うんですけれども、避けようのないこれをどうするかということなんですけれども、結局は個体を一匹一匹捕るしかないわけですよ。ですよ。

それを大量に、「今日はここら辺があればいいから」と言ってもそこにいるわけじゃないし、それを捕獲する方法、2匹も3匹も捕獲しようということもできるわけではありません。そういったところを考えていけば残された部分というのは方法というのは結局は個体を一つ一つ誰かが捕っていくというようなことしかないと思うんですけれども。

町長にお伺いいたします。4番のほうになるかと思いますが、私のほうの言葉が足りないのかなと思ったりもするんですが、4番のほう、今後、伊仙町として買取り価格の見直しに向けた要望活動を行う考えはないか、答弁のほう、よろしくお伺いいたします。

○町長（伊田 正則君）

先ほどからも同じようなことで話をしていますが、これは伊仙町だけではなくて隣の町と伊仙町との価格が変わった場合にはまた買取り等の不正が出たりとかいろんな問題等も出てくる可能性がありますので、全て、3町または大島郡の中で検討していく必要があると。

また、先ほどの自然生態系のバランスの件とかまた5,000円から3,000円に変えられた理由としては財政の圧迫等も言われていて、これを維持するために、これからハブは徳之島にはずっと住み続けるだろうという前提の下でこれをあと何十年も続けていくための財政負担の部分というところ等も勘案しながら。

ハブがいなくなればというのは私は本当に農業をするに当たっても安心して農業できるなどか生活についてもハブがいらないほうが私にとっては住みやすい町とか地域になるなどかというのはよく分かります。ところが、この部分の私の個人の考えと町長としての考え方とそこのところの考え方をまとめるためにはいろんな人たちの意見を聴いて最終的に判断しなくちゃいけないと。

要望についても、私個人は、早く徳之島からハブがいなくなればいいかなとか、本当に昼間だけでなく夜も農業をするためには、沖永良部島と与論島みたいに遅くまで農業をするためにはハブがいなければもっともっと農業が生産量も上げることができるかなとかいろんな思いもありますけど、そこのところの判断については個人の判断ではなくて町長としての判断を持って取り組んでいかなくちゃいけないと思っています。いろんな人を客観的に判断しながら聴きながらどういう方法が一番いいのかということを考えていきたいなと思います。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

ハブの恐ろしさというか、怖さというのは本当に皆さんが知っているところだとは思いますがけれども、先ほども言いましたようにハブを駆除する画期的な方法というのがなくて本当に残された方法としては個体を一つ一つ本当に捕っていく、捕獲するという方法しかないわけですがけれども、よく聞かれるのは、たまにハブにかまれる方がいらっしゃってこれの治療方法を最近では知っていらっしゃるお医者さんが少ないんじゃないかなと言われることもあるわけですね。そういったことも、今度、ハブ対策推進協議会ですか、そういったところにも要望のほうをお願いしたいと思うんですね。

ハブの価格の5,000円アップ、それからハブに特化した治療方法の習得みたいな部分、そして徳之島、そして大島郡のほうのマイナスの部分、ハブがいるということ、これは農業の振興にも多少なりとも影響すると思うんですけれども、そういったところを鑑みていけばハブを少しでも減らす。先ほども言いましたように1個体のほうから5つか10個ぐらいの卵があって減っていくのも横ばいであるというようなことを鑑みながら、もう一度、皆様のほうでいろいろ討論をしていただいてなるべく5,000円のほうにして捕って減らす方法のほうを考えていただきたいなというふうに思いますのでよろしくをお願いしたいと思います。

大体、私のほうでの一般質問のほう、終わりますけれども、带状疱疹のほう、本当はもう少し大きく言っていきたいなと思ったんですけれども、带状疱疹のほうでもう大丈夫でしょうか。言い足りない部分はございませんでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。申し足りないことを言いたいと思います。

午前中、井上議員からの質問で代理申請についての話があったと思うんですけども、担当に確認したところ、代理申請は大丈夫ということでした。

そして、問合せ等であるんですけれども、どちらを打ったほうがよいですかという問いに対して、私たちは、午前中、お話しさせていただいたんですけれども、予防接種法を鑑みて「これを打って」というふうには言えない立場です。ただし、その条件ということで、先ほど言った2種類の効果、そして費用、そして、もう一点、実績というところで案内をしております。

令和7年度の実績なんですけれども、接種者数が332名のうち不活化ワクチンを打った方が93%、残りの7%が生ワクチンというふうになっています。この数字を提示した上で接種希望者には選択していただくというふうな推進の仕方しております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

私、本当に带状疱疹ワクチンのほうはなるべく受けられたほうが重症化しないということを思っているので何回もこちらのほうでお話をさせていただくわけなんですけれども、個人の選ぶ部分というのは大になりますので、いろんな形で情報を得て、そしてその情報で自分で選択をしていくということだと思うんですけれども、またいろんな形で情報のほうはしていただきたいなと。いろんなこういうふうな形の症状になるよとかそういったことの情報は発信していただきたいなというふうに思うところです。

これで、私のほう、目いっぱい使いましたので終わらせていただきたいと思います。あと7分間、何かしゃべろうと思いますが、大丈夫ですか。結構です。終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永田 誠議員）

これで井上和代議員の一般質問を終了します。

次に政 寿樹議員の一般質問を許します。

○1番（政 寿樹議員）

町民の皆様、こんにちは。議席番号1番、政 寿樹です。ただいま議長より許可が出ましたので令和8年度第2回定例会におきまして一般質問を行いたいと思います。

このたび台風により被害を受けられた町民の皆様方に心よりお見舞い申し上げます。被害に遭われた皆様方の生活が一日も早く平穏を取り戻されることを心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告書に沿って質問をしていきたいと思います。

1、子育て支援について。

近年、少子化が深刻化する中、子育て世代への支給充実が自治体の重要な課題となっています。特に新生児を迎える家庭は出産直後から育児用品や医療費などの多くの負担を抱えています。そこで伺います。

①伊仙町における新生児世帯への支援制度の現状はどうなっているのかを問います。

②出産祝い金やおむつ購入支援など新たな支援策の検討状況はどうなのかを問います。

2、子育て支援と教育環境について。

近年、物価上昇が続き、ランドセル、制服、体操服、学用品など新入学の保護者負担が大きくなっています。特に子育て世代にとって入学時期のまとまった出費は家計への影響が大きいと感じます。子育て支援と教育環境の充実の両面からお伺いします。

伊仙町では小学校・中学校新入学に当たり入学準備金に関する支援制度は現在どのようなになっているのかをお伺いします。

3、学力向上について。

全国学力・学習状況調査の結果や学校現場の状況を見ると学力向上は本町の将来を担う子どもたちのために重要な課題であります。そこでお伺いします。

①伊仙町の児童生徒の現状はどのように分析しているか。

②学力向上に向けて現在どのような取組を行っているか。

③今後、どのような目標を持って学力向上に取り組むかを問います。

4番、通学路の安全確保について。

児童生徒が毎日利用する通学路の安全確保は保護者や地域住民にとって大変重要な課題です。交通事故や不審者事案、自然災害など子どもたちを取り巻く危険は多様化しています。そこでお伺いします。

現在、把握している危険箇所は何か所あり、どのような対策を講じているのかを問います。

以上で1回目の質問を終わり、2回目以降は自席で行います。

○町長（伊田 正則君）

ただいまの質問にお答えいたします。

伊仙町の子育て支援についてのご質問ですが、伊仙町の子育て支援については子育て支援課において各種健診や教室、新生児訪問、産後ケアを行いながら支援しているところです。健診や訪問については、専門職を中心に多職種と連携しながら訪問を行い、乳幼児からの支援に力を入れています。また、SNSを活用しながら相談しやすい環境をつくるように取り組んでいます。出産祝い金に関しては、ふるさと納税を活用し、子育て支援金の贈呈も継続して行っているところです。

これからの質問についてはまた詳しくは担当課長より答えてもらいますが、また2番、3番、4番については教育長等も答えさせていただきたいと思います。次回からの質問については自席でお答えしますのでよろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（富 育美君）

政議員の質問にお答えいたします。

新生児への支援体制についてです。

母子保健事業において新生児全戸訪問や産後ケア、各種健診及びベビー教室などを実施しております。新生児訪問においては保健師、歯科衛生士、助産師等と連携を行い訪問し、乳幼児期からの支援に力を入れております。また、乳幼児健診においても専門職に入っただき個別指導や相談等にも取り組んでおります。こちらは3町の中で伊仙町のみが実施しているものになりますが、令和7年度より子育てグッズの貸出しも行っております。

経済的支援としましてはこれまで母子栄養補助食品として支給していた牛乳・豆乳券を令和8年度より幅広く利用できるように商品券に変更いたしました。こちらは国の制度になりますが、妊婦のための支援給付金として妊娠確認後5万円、妊娠している子どもの人数掛ける5万円の支給も行っております。新制度としてこども誰でも通援制度を令和8年度より実施いたしております。生後6か月から3歳未満の保育所に通っていない子どもたちが対象です。月10時間を上限に保護者の就労要件なしで時間単位で利用が可能となっております。

続いて環境面においてです。庁舎内に授乳室があり、企業版ふるさと納税で納税していただいたおむつ交換台も設置してどなたでも利用できるようにしております。

その他にも子育て支援金や子育て支援委託事業において乳幼児向けのイベント等も実施予定としております。SNSも活用し、相談しやすい体制を整え、不安感や困り感の解消に取り組んでいるところであります。

○1番（政 寿樹議員）

ありがとうございます。

産後ケアですか、それは、毎月行っている、訪問されているんですかね。

○子育て支援課長（富 育美君）

ただいまの質問にお答えいたします。

産後ケアについては利用希望者に申請書を出していただいて事業所のほうに委託をして産後ケアを行っているという形になります。

○1番（政 寿樹議員）

ありがとうございます。他の自治体でも行っていないということなのでこれからも伊仙町が先に進んでやられるようにお願いします。

じゃあ、2番のほう、お願いします。

○子育て支援課長（富 育美君）

2番の出産祝い金やおむつの購入支援など新たな支援策の検討状況はどうかについてお答えいたします。

伊仙町ではふるさと納税を活用し子どもの出生のお祝いとして子育て支援金を贈呈しております。

令和6年度より第1子からの手厚い支援ということで増額も行い、商工会商品券、おむつも贈呈しております。

新たな支援施策として、令和8年度、あと6月より医療アプリ「いつでもドクター」の利用を開始いたします。こちらは対象世帯に発送しておりまして、届き次第、登録して利用できるようになるんですけれども、内容としましては、妊婦さんから18歳のお子さんがある世帯が登録し、24時間いつでも医師に相談できるようになるというアプリの利用開始となります。

また、先ほどの質問でもお答えしましたが、子育て支援グッズの貸出しや妊婦への商品券も新たな支援策、伊仙町独自の支援と考えております。

今後も現在行われている支援と新たに始める商品券や医療アプリの普及に力を入れ取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（政 寿樹議員）

おむつなどの支援も行っているということなんですけど、それは毎月ですか。

○子育て支援課長（富 育美君）

おむつの支援なんですけれども、出産された方に子育て支援金の贈呈を行っておりましてその際に商品券とおむつを贈呈しているという形になります。第1子は15万円、その中で現金12万円、商品券2万円、おむつ1万円分となっております。

○1番（政 寿樹議員）

子育て祝い金なんですけど、多分、他の自治体よりは伊仙町のほうが支援金は多いと思うんですけど、子どもを出産してから、1歳児までですかね、おむつ代とミルク代、大体、年平均20万ぐらいかかるんじゃないかと思われるんですけど、どうですかね。

○子育て支援課長（富 育美君）

議員がおっしゃるように出産後は物価高騰によりおむつ代も高騰しておりましてミルク代もそれぐらいかかるのではないかと考えております。

○1番（政 寿樹議員）

出産祝い金は15万円ですかね。祝い金で1年分のはないと思うんでできればその半分でも月々支援していただくこととかはできないですかね。

○子育て支援課長（富 育美君）

ただいまの質問にお答えいたします。

子育て支援金も増額を行ったばかりですので財政状況としては厳しいのではないかと考えますが、今後、国の事業など補助金等を活用して支援できるものがあれば検討していきたいと考えております。

○1番（政 寿樹議員）

分かりました。他の自治体でおむつ支援とかをされている自治体もあると聞きますので、ぜひ、財政は苦しいかもしれないんですけど、そこら辺を検討していただけるようによろしくお願いま

す。2番で。

○教育長（幸田 順一郎君）

私のほうから政議員の伊仙町では小学校・中学校の新入学に当たり入学準備金に関する支援制度は現在どのようになっているかにつきましてお答えいたします。

小中学校におきましては新入学の準備金として就学援助費の支給を行っております。これは国が定める学校教育法第19条の規定に基づき経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行うことで義務教育の円滑な実施に資することを目的としております。以上です。

○1番（政 寿樹議員）

就学援助金ですか、学習用具とかの支援金になるということですね。

○教委総務課長（町本 勝也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、新入学児童生徒の学用品費、これに充てる援助費となっております。

○1番（政 寿樹議員）

所得で支給する、しないを決められると思うんですけど、そこに所得制限のない入学支援金とかの検討はできないですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

学校教育法の中で経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対しての必要な援助ということで国のほうもいろいろ要件がございますが、就学援助費につきましては町の単独の事業で行っております。ただ、伊仙町におきましては、現在、給食の無償化であったり、また各種検定事業については他の市町村よりも先立って無償化の事業を10年ほど継続しておりますのでそういったところからなかなか町の財源をまた新規で充てるというところは今後検討していかないといけないところであります。

現在の就学援助費につきましては小学校が児童1人に対して1万9,900円、中学1年生の生徒に対しては2万2,900円ということでこういった形での支給となっております。

○1番（政 寿樹議員）

分かりました。

入学準備金、今、物価高騰でランドセルとかも入学するときに結構費用の負担が大きくなるんですけども、入学時にも町としての支援とかはできないですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

今、現時点では就学援助費の要綱に沿って所得の一定の基準を満たさないご家庭に対しては補助ということになっておりますが、その他の一般の家庭に関しては実施がされていない状況であります。

実施をするかについては、財政の状況を把握しながら、教育委員会単独ではなかなか実施ができるところではございませんので、財務のほうとも協議をしながら、実施をする場合にはそういった

ところも費用も工面をしながら実施をしなければいけないというところがありますのでこちらについては検討していかなければならないかなというところであります。

○1番（政 寿樹議員）

苦しいということなんですけども、その辺の財政を確保するのは検討はしていただけますか。総務課長、ちょっとお伺いしていいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

先ほどの子育て支援関係のほうでも子育て支援課長のほうも答弁しておりましたし、教育委員会総務課長のほうも答弁をしておりましたが、現在、実施している事業もございます。また、そこで新規で事業を行うとなると新たに財源の確保も必要となっておりまいます。そういった面も含めて関係課とも協議しながらという形にはなりますが、いずれにしても子育て支援施策というものは進めていかないといけない重要な施策ではありますので前向きに検討させていただきたいと思えます。

○1番（政 寿樹議員）

あと、ランドセルですか、ランドセルも最近はいろんな色が出て値段もまちまちなんですけど、これを町で統一するようなことはできないですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

今のところ、ランドセルの使用に関しては、「この色を使ってください。この規格を使ってください」ということで、こちらから、指示といいますか、そういったことは難しい状況であります。あくまで個人のご家庭のほうでお子さんの好みに合わせて購入していただいているというのが今の現状でございます。

○1番（政 寿樹議員）

統一はできないですかね。町として「これを使いなさい」。中学校は統一されていると思うんですけど、小学校もそういった形で統一のほうをやるのは難しいですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

確かに現在そういった形となっておりますが、規格を統一するかどうかというところは、議員のご質問がありましたので、教育委員会の定例会のほうで話し合ったり、また校長会とか教頭会も学期初めにありますのでそういったところでも意見を出して「こういった形で議会から提案がありました、どうですか」という形で検討は今後していきたいと思えます。

○1番（政 寿樹議員）

検討していただけるということなのでよろしくお願いします。入学は子どもにとって大切な節目でもありますので保護者が安心して子どもを送り出せるよう伊仙町として入学準備への支援をぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次、お願いします。

○教育長（幸田 順一郎君）

3番の学力向上について、伊仙町の児童生徒の学力の現状をどのように分析しているかにつきましてお答えいたします。

先ほど議員から全国学力・学習状況調査というお話もございましたが、につきましては4月に実施しております。まだ具体的な結果が上がってきていないところなんです、私のほうからは、本町の児童生徒の学力の現状につきまして、鹿児島県教育委員会が行っている鹿児島学習定着度調査というのがあるんですが、それにより知識及び技能また思考力・判断力・表現力などに関する学力の状況を把握し分析しているところでございます。

結果につきましては全体的な傾向としては小学校から中学校にかけて全教科について本町の子どもたちは正答率が県の平均を下回っております。具体的には、小学5年生時点で県平均との差は2から5ポイント程度ということまでとまっておりますが、中学校に進学するにつれてその乖離が拡大する傾向にあります。数字で申しますと県平均と10ポイント以上大きな差が出ているのが現状でございます。

領域別の分析では自らの考えを文章で表現する問題形式において選択式以上に正答率が低くなっております。これは基礎的な知識・技能の定着不足に加えそれらを活用して論理的に説明する思考・判断・表現の力に課題があることを示していると捉えております。また、質問紙調査では中学校の読書習慣の欠如、家庭学習不足が挙げられております。以上のような現状でございます。

○1番（政 寿樹議員）

今、家庭環境での学習不足が不足しているということだったんですけども、学校のほうではどうなんですかね。宿題とかそういったものは量などはどのようになっていますかね。

○教育長（幸田 順一郎君）

家庭学習につきましては学校のほうでもいろいろ工夫して課題を児童生徒に与えているというところなんです、実際問題としては、子どもが自ら計画を立てて自分から目的を持って学習する、そういう方向に学校でも指導したり合わせて指導をしているところではないかなと捉えております。

○1番（政 寿樹議員）

自主的に多分やって自分で考えて勉強していくのが一番いいとは思いますが、まずそこに達するまでを指導していただかないと、どういったものを勉強していいのか、どういったものに取り組んでいっていいのかというのが多分子どもたちはまだ分からないと思うんですよ。だから、小学校のうちにそういう習慣づけたものを教えていただいて中学校のほうに進んでいってもらいたいと思います。

○教育長（幸田 順一郎君）

議員さんがおっしゃるとおり、小学校の時点からそういう学習習慣を身につけさせるということ、それには小学校と中学校の緊密な連携も必要になってくるかと思います。そういったところは現在も管理職を通じてお願いしたり連携をしながら取り組んでいくということをお願いしていると

ころでございます。

○1 番（政 寿樹議員）

本当、県平均より下ということなのでぜひ県平均以上になるように指導のほうをよろしくお願いします。

○教育長（幸田 順一郎君）

1 番の質問と関連するかと思いますが、学力向上に向けて現在どのような取組を行っているかにつきましては、教育委員会といたしましては、児童生徒の学習意欲を自ら高め目標に挑戦する姿勢を育むこと、また、基礎学力の向上を目的として、現在、英語検定、漢字検定、数学検定などの各種検定の実施を行っております。これにつきましては各種検定への挑戦を支援することで子どもたちの成功体験を積み重ねることで自己肯定感を高め次の学びへとつなげていくことが期待できると考えております。

また、令和 6 年度からはオンライン英会話を実施し、英語検定合格率の向上、グローバルな世界での表現力・コミュニケーション力の育成にも努めております。令和 7 年度には新たに伊仙町英語教育推進交流事業として沖縄科学技術大学院大学、沖縄県立博物館等の訪問先で歴史や文化の違いを学び多様性を感受することで国際感覚豊かな青少年の育成を目指す事業も新たにスタートさせております。また、併せて各小中学校の教職員を対象とした研修会等を実施し、タブレット・電子黒板を使った授業など I C T 活用の推進、授業改善、教職員の指導力向上等に努めているところでございます。以上が主な取組として挙げられます。

○1 番（政 寿樹議員）

漢字検定、英検をやっているということなんですけど、どうなんですか。それは全員が試験を受けているということですか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

お答えいたします。

まず、英語検定につきましては、これは、今、教育委員会のほうが昨年度から直接実施をしておりまして小学 5 年生以上を対象に募集を行っております。ただ、受験する児童生徒に関しましては個人の希望ということで全て受けている状況ではございません。漢字検定等については、学校のほうで集団で実施をしておりますので、ここは、ある程度、ほとんどの児童生徒が受けている状況となっております。

○1 番（政 寿樹議員）

英検に関しては自由ということですね。

漢字検定は全学年が受けているということみたいなんですけど、その漢字検定なんですけど、学年によって、年 1 回の受講、試験があるんですかね。

○教委総務課長（町本 勝也君）

たしか、漢字検定に関しては、年に複数回、2 回程度だったと思うんですが、実施をされている

かと思います。

○1番（政 寿樹議員）

じゃあ、学年、5年生だったら5年程度の試験を受けて6年だったら6年程度の漢字検定試験を受けている。

○教委総務課長（町本 勝也君）

漢字検定もたしか級がありましたので学年に応じて適正な級というところを多分学校のほうが設定をして試験を受けさせている状況だと思います。

○1番（政 寿樹議員）

そのような試験があるということなので、6年生、卒業するときまではみんながテストに合格して中学校へと上がっていきけるようなそういった取組とかはされていますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

今のところそこまで段階を経てといいますか、なかなかできていない状況なんですけど、英語検定については、直接、今、教育委員会が実施をしておりますが、毎回受験する子どもたちには次の上の級を目指して頑張ってくださいということで声をかけながら。また、教育長からも先ほどありましたが、令和7年度に沖縄への派遣事業として、沖縄アミックス、そののほうに子どもたちを6名引率していきましたが、その中でも、県については、既に2級を持っているお子さん、準2級を持っているお子さんもいらっしゃるって、その中で自分の持っている能力がどれくらいあるかというところを試すことができたというところでそういった他の事業も活用しながら検定事業に関心を持っていきけるような形で教育委員会としては取り組んでいきたいと思っています。

○1番（政 寿樹議員）

ありがとうございます。取られる方は取られるんですけど、欲を言えばみんなが3級程度ほど英検に受かれるような感じでみんなが学習意欲を持てるような学習環境をつくっていただきたいと思っています。

あと、小学校とかは、科目的、科、算数、国語とかそういった学力レベルは県に対してどんな感じなのか、ちょっとお伺いします。

○教委総務課長（町本 勝也君）

こちら、手元の資料は5年生の比較というところなんですけど、全体の平均との差が各教科2ポイントから5ポイントの間の程度にとどまっているということでその中でも算数が低い正答率ということで全体の平均に届いていないという状況になっております。

○1番（政 寿樹議員）

平均以下ということなんですけど、なぜ平均以下になっている等、教育委員会の分析はしていますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

先ほど教育長からも答弁がありましたが、問題形式別の実態の中で中身を見ていきますと、選択

式よりも、短答式や実際の記述をする回答方式、これに対して苦手意識を持っているというところが見て取れるということで自ら考えて回答していく力というところを養っていく必要があるのかなというところで認識しております。

○1番（政 寿樹議員）

他の自治体とかではモデルになっているところもあると思うんですけど、教科担任制みたいな制度もあって、数学とか国語とかの授業に5年、6年のときに教科担任制などをして中学校に進めるようなそういった方式を取ることはできないですか。

○教育長（幸田 順一郎君）

お答えいたします。

現在のところ、教職員の定数につきましては学級数であったりそういったところで規模に応じて数が決まっているところでありますが、今おっしゃった教科担任制ですか、そういったところにつきましては学校で工夫しながらできないということはございませんが、例えば定数以外に加配として理科専科であったりあるいは理科だけを複数学年にわたって指導するという形を取っているわけなんです。そういった形もありますが、何せ、それには、職員の確保、そういったところに関わってまいりますので。あとは県教委の配置の問題にも関わってくるんじゃないかと思います。一番、伊仙町で独自に採用ができたならそれにこしたことはないんですが、そこは不可能であるかと思っているところでございます。

○1番（政 寿樹議員）

でも、教科の専門の先生にそうやって数学を見てもらう、教諭の確保が難しいということなんですけども、亀津辺りでは、多分、亀津小学校で一回モデルになってやられていたこともあると思うんで、ぜひ、伊仙町でも、教科担任制、専門の先生に5年、6年と教えてもらって生徒の学力を伸ばすような工夫もしてもらうようなことを要望しますんでよろしくお願いします。

○教育長（幸田 順一郎君）

次に、今後、どのような目的を持って学力向上に取り組むかにつきまして、現状等につきまして、先ほどまた現在の取組等についてお答えしたところですが、今後、どのような目標につきましては、これまで進めてきた各種検定の受験や授業についてはさらに充実させて継続していきたいと考えております。

次に、先ほど説明いたしました、鹿児島学習定着度調査において小学校から中学校にかけて全教科について正答率が県平均を上回るとともに児童生徒一人一人に確かな学力を身につけさせることを第一の目標に取組を充実させていきたいと考えております。

そのためには、各学校の現在教頭生生と教諭で構成している伊仙町学力向上推進協議会で学力向上に向けた課題等を明らかにし、各小中学校で共有・改善を図り、日々の授業の充実に努め、児童生徒の確かな学力の定着や向上につなげていきたいと考えております。

また、タブレットなど児童の学びを促進・支援する効果的で効率的なICT活用などについても

積極的に進めます。児童生徒については、自分らしい生き方を主体的に選び、社会の中で役割を果たしていく力、キャリア教育の充実を積極的に推進したいと思います。

さらに鹿児島県教育委員会が進める家庭学習マイゴールチャレンジの充実を図る。これにつきましては子どもが自分で目標や方法を決めて学ぶことに重きを置く家庭学習のことです。これにより学校の学習者主体の授業と家庭学習をつなげることを狙っております。

また、家庭学習につきましては、先般の議会でもご質問がございましたが、タブレットの持ち帰りであったり、そういったところは本年度につきましても積極的に各学校にお願いをしているところです。

以上のような目標実現に向けて、今後、積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○1番（政 寿樹議員）

タブレットとかを大いに使って学習向上をするようによろしくお願いします。そして、家庭学習、そこも定着するような指導のほう、またよろしくお願いします。

○町長（伊田 正則君）

4番の通学路の安全確保についてのご質問にお答えいたします。

道路の危険箇所についてですが、交通量の多い場所や歩道のない場所、一時停止線などが消えている場所等で教育委員会から報告がある箇所は14か所というふうに報告を受けております。

○教育長（幸田 順一郎君）

私のほうからは各学校の通学路についてご説明申し上げますが、通学路につきましては、各学校、教職員が実地調査をして、周辺環境、交通量、それから危険箇所などを確認しながら地域の方々にご意見を伺ったりしながら決めるケースが多いと捉えております。また、通学路につきましては決めて終わりというわけではなくて年に数回は学校やPTAのほうで点検をして子どもたちの安全を見守っているというところでございます。以上です。

○1番（政 寿樹議員）

今、危険箇所が14か所ほどあるということだったんですけど、対策のほうは打たれているんですかね。

○教委総務課長（町本 勝也君）

通学路に関しては、教育委員会、学校だけでなく役場の総務課であったり県の徳之島事務所の建設課のほうが管理する県道等もございますのでそういったところとも連携をしながら対応していくということになりますが、ミラー等については総務課のほうで情報が入れば逐一对応していると思いますが、その他についてはなかなか進んでいないところもございます。

なので、6月末に通学路の安全プログラムということで、これは教育委員会主導で行いますが、県の今話をした徳之島事務所であったり、徳之島警察署、また教育委員会や学校の校長先生方、あと地域の方も入って実際に通学路でこの箇所が危険だというところの共通認識をして今後具体的な

対策が取れるような形で共有を図っていくというところで進めていこうと考えております。

○1 番（政 寿樹議員）

一番は県道ですよね。繁忙期とかは大型車がたくさん通って、歩道のない通学路とかは、本当、今、整備が遅れているのが面縄、目手久ですか、対策的な緑色の歩道に色は塗られていると思うんですけども、最近、それも薄くなっていて白線も消えているような状態のところが目に入るのもありますんで、管理的なもので、県のほうが管理していると思うんですけど、町としてそこに早く歩道をしていけるような、してもらような要望等は県のほうにやっていますか。

○教委総務課長（町本 勝也君）

この要望につきましては、建設課のほうも関わってくると思いますが、この要望するに当たっては、通学路の点検プログラム、町全体でしっかりと通学路の点検を行っているかというところがまず必要になりますのでまずそこをしっかりとしてまた建設課のほうとも共有しながら要望等については行っていくところでございます。

○1 番（政 寿樹議員）

要望のほうを上げて早期に歩道を設けられるようによろしくお願いします。

それと、街灯、伊仙なんですけど、夏はまだ日が明るいんですけど、冬になると6時頃から暗くなって帰る際に真っ暗な中を子どもたちが帰っていることがあるんですけど、街灯を設置するのも県のほうの管轄になるんですかね。県道のほうですね。どうなんですか。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えします。

街灯のほうも県の建設課等に連絡会という形で要望はしているんですが、設置していただく場合は宝くじ助成金等を活用して設置してくださいという回答を受けているところでございます。

○1 番（政 寿樹議員）

じゃあ、町が主体となって立てるといことなんですかね。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

街灯・防犯灯の設置につきましては、今、県道につきましては建設課長のほうからも答弁がございましたが、集落内につきましては例えばがんばる集落の補助事業を活用して集落内への防犯灯設置等々を行っている集落もございます。

いずれにしても、現在、町のほうでそういった街灯設置というような事業は実施しておりませんし、県のほうも要望してもなかなか要望どおりにはいかないというところもございしますが、そういった事例もございます。

○1 番（政 寿樹議員）

へき地総合整備計画表の中に道路照明整備事業5か所となっているんですけど、これは。

○建設課長（高橋 雄三君）

ただいまの質問にお答えします。

これは伊仙馬根線において町道につけているソーラー街灯のことになります。

○1番（政 寿樹議員）

管轄が違うとかそんなあれであれなんですけど、暗い中、歩いて帰る子どもたちが万が一けがとかをしたら危ないので、要望等をしてもらって、街灯のほうを設置されるような、また県道等も早めに歩道ができるように県のほうに要望をやっていってもらいたいと思います。

終わります。

○議長（永田 誠議員）

これで、政 寿樹議員の一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月11日木曜日9時より全員協議会、その後、10時より最終本会議を行いますのでご参集お願いいたします。お疲れさまでした。

なお、この後、総務文教常任委員会の皆さんは陳情審査を行いますので、議会委員会室へお入りください。

お疲れさまでした。

散 会 午後 2時10分

令和 8 年第 2 回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和 8 年 6 月 11 日

令和 8 年第 2 回伊仙町議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 11 日（木曜日） 午前 10 時 00 分 開議

1. 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 議案第 31 号 令和 8 年度伊仙町一般会計補正予算（第 1 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 2 議案第 32 号 令和 8 年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 3 議案第 33 号 令和 8 年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第 1 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 4 議案第 34 号 令和 8 年度伊仙町水道事業会計補正予算（第 1 号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 5 陳情第 1 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第 6 陳情第 2 号 教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情（委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第 7 発議第 1 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 8 発議第 2 号 教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について
- 日程第 10 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	政 寿 樹 議員	2 番	福 高 志 議員
3 番	酒 匂 源 宝 議員	4 番	井 上 和 代 議員
5 番	久 保 量 議員	6 番	大 河 善 市 議員
7 番	杉 山 肇 議員	8 番	牧 本 和 英 議員
9 番	清 平 二 議員	10 番	岡 林 剛 也 議員
11 番	永 田 誠 議員	12 番	福 留 達 也 議員
13 番	前 徹 志 議員	14 番	樺 山 一 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元 原 克 也 君 事務局書記 實 夏 三 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	伊 田 正 則 君	総 務 課 長	寶 永 英 樹 君
未来創生課長	野 島 幸一郎 君	くらし支援課長	上 木 博 之 君
子育て支援課長	富 育 美 君	地域福祉課長	稲 田 大 輝 君
経 済 課 長	橋 口 智 旭 君	建 設 課 長	高 橋 雄 三 君
耕 地 課 長	田 中 勝 也 君	きゅらまち観光課長	上 木 雄 太 君
水 道 課 長	富 岡 俊 樹 君	農委事務局長	伊 藤 晋 吾 君
教 育 長	幸 田 順一郎 君	教委総務課長	町 本 勝 也 君
社会教育課長	中 富 讓 治 君	学校給食センター所長	富 山 勇 生 君
健康増進課長	大 山 拳 君	選挙管理委員会書記長	稲 田 良 和 君
総務課長補佐	古 川 徹 君		

△開 会（開議） 午前１０時００分

○議長（永田 誠議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第１ 議案第31号 令和８年度伊仙町一般会計補正予算（第１号）

△ 日程第２ 議案第32号 令和８年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第１号）

△ 日程第３ 議案第33号 令和８年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第１号）

△ 日程第４ 議案第34号 令和８年度伊仙町水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（永田 誠議員）

日程第１ 議案第31号、令和８年度伊仙町一般会計補正予算（第１号）、日程第２ 議案第32号、令和８年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第１号）、日程第３ 議案第33号、令和８年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第１号）、日程第４ 議案第34号、令和８年度伊仙町水道事業会計補正予算（第１号）について４件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を４件一括して求めます。

○町長（伊田 正則君）

提案理由の説明を行います。

議案第31号は令和８年度伊仙町一般会計、議案第32号は令和８年度伊仙町介護保険特別会計、議案第33号は令和８年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じましたので地方自治法第218条第１項の規定により提案してあります。議案第34号は令和８年度伊仙町水道事業会計の既定の予算に変更が生じましたので地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

ご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

議案第31号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

それでは、議案第31号、令和８年度伊仙町一般会計補正予算（第１号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額78億8,328万7,000円に歳入歳出それぞれ6,811万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を79億5,140万5,000円とするものであります。

予算書５ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書によりまず歳入についてご説明いたします。

14款国庫支出金、補正前の額12億7,070万円に、799万8,000円を増額し、補正後の額を12億7,869

万8,000円とするものであります。

主な要因として、2項1目1節総務費国庫補助金において地方公共交通確保維持改善事業費補助金1,796万8,000円の増額、5目2節防災安全交付金において道路整備事業交付金932万2,000円の減額等によるものであります。

15款県支出金、補正前の額6億3,012万6,000円から651万2,000円を増額し、補正後の額を6億3,663万8,000円とするものであります。

主な要因として2項4目3節農地費補助金において地籍調査事業補助金259万8,000円の減額、5目1節商工費補助金において持続可能な観光計画策定事業補助金480万円の増額、3項4目1節農業費委託金において奄美群島移動規制外注特別防除事業492万4,000円の増額等によるものであります。

16款財産収入、補正前の額1,123万9,000円に、1項2目1節利子及び配当金20万4,000円を増額し、補正後の額を1,144万3,000円とするものであります。

17款寄附金、補正前の額9,900万1,000円に、1項1目2節指定寄附金において指定寄附金1,000万円を増額し、補正後の額を1億900万1,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額3億266万6,000円に、2項1目2節きばらでえ伊仙応援基金繰入金28万4,000円の増額、11節13款ふるさと水と土保全基金繰入金1,000万円を増額し、補正後の額を3億1,295万円とするものであります。

19款繰越金、補正前の額1,000円に、1項1目1節繰越金3,493万8,000円を増額し、補正後の額を3,493万9,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額2億2,018万円に、3項4目6節保健体育費雑入において教職員等給食費258万2,000円を増額し、補正後の額を2億2,276万2,000円とするものであります。

21款町債、補正前の額10億2,940万円に、440万円を減額し、補正後の額を10億2,500万円とするものであります。

主な要因として1項1目5節土木債において防災・安全社会資本整備交付金事業費680万円の減額、2目1節土木債において社会資本整備総合交付金事業費160万円の減額、13目1節土木債において町道災害対策整備事業費300万円の増額、2節農林水産業債において農地災害対策整備事業200万円の増額によるものであります。

歳入合計、補正前の額78億8,328万7,000円に6,811万8,000円を増額し、補正後の額を79億5,140万5,000円とするものであります。

次に歳出について説明いたします。

予算書は6ページでございます。

また、詳細については、歳出、10ページから20ページにかけて記載してございますのでご参照いただきたいと思います。

2款総務費、補正前の額13億2,957万7,000円に、4,696万9,000円を増額し、補正後の額を13億

7,654万6,000円とするものであります。

主なものとして、10ページ、1項1目一般管理費18節負担金補助及び交付金において東伊仙東集落活性化対策補助金1,000万円の増額、13目徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費において27節繰出金1,003万円の増額、11ページ、26目地域公共交通対策事業費12節委託料において伊仙町公共ライドシェア実証運行事業委託料759万円の増額、徳之島モビリティ人材育成・地域交通自走化モデル構築事業793万1,000円の増額、17節備品購入費において車両購入費538万8,000円の増額、2項2目賦課徴収費22節償還金利子及び割引料において更生による還付金、還付加算金218万7,000円の増額等によるものであります。

3款民生費、補正前の額17億9,060万6,000円に、13ページ、2項10目児童育成支援拠点事業12節委託料において児童育成支援拠点事業委託料300万円の減額、18節負担金補助及び交付金において児童育成支援拠点事業町負担金130万円の増額等、合計162万1,000円を減額し、補正後の額を17億8,898万5,000円とするものであります。

4款衛生費、補正前の額6億4,975万7,000円に、1項1目衛生総務費12節委託料において伊仙町地球温暖化対策実行計画推進業務委託199万1,000円の増額、2項1目清掃総務費12節委託料においてごみステーション回収委託料63万円の増額等、合計330万6,000円を増額し、補正後の額を6億5,306万3,000円とするものであります。

6款農林水産業費、補正前の額8億1,960万2,000円に、14ページ、1項5目特殊病虫害防除対策費においてパートタイム会計年度任用職員の報酬等、合計492万4,000円の増額、16目農業創出緊急支援事業費18節負担金補助及び交付金において農業創出緊急支援事業補助金124万8,000円の増額、2項1目農地総務費において14節工事請負費200万円の増額等、合計849万5,000円を増額し、補正後の額を8億2,809万7,000円とするものであります。

7款商工費、補正前の額8,366万6,000円に、15ページ、2項2目観光費12節委託料において計画策定委託料800万円の増額等、合計811万1,000円を増額し、補正後の額を9,177万7,000円とするものであります。

8款土木費、補正前の額7億9,601万9,000円に、1,056万3,000円を減額し、補正後の額を7億8,545万6,000円とするものであります。

主な要因として、16ページ、2項5目防災安全交付金事業14節工事請負費において道路舗装補修工事費1,400万円の減額、5項1目公園費12節委託料において基本計画業務委託250万円の増額等によるものであります。

9款消防費、補正前の額1億9,482万1,000円に、1項2目非常勤消防費8節旅費において費用弁償18万円を増額し、補正後の額を1億9,500万1,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額13億1,220万8,000円に、1,324万1,000円を増額し、補正後の額を13億2,544万9,000円とするものであります。

主な要因として、17ページ、2項9目学校管理費1節報酬及び3節職員手当等においてパートタ

イム会計年度任用職員に係る報酬189万5,000円の減額、期末勤勉手当53万4,000円の減額、7節報償費において特別支援教育支援員謝金430万4,000円の増額、18ページ、5項4目幼稚園管理費7節報償費において預かり保育謝金及び代替教諭謝金284万円の増額、19ページ、6項3目学習支援プロジェクト事業費12節委託料において講演会等講師派遣業務委託料35万円の増額、20ページ、7項3目給食センター建設費12節委託料において給食センター基本実施設計プロポーザル支援業務委託450万円の増額等によるものであります。

歳出合計、補正前の額78億8,328万7,000円に6,811万8,000円を増額し、補正後の額を79億5,140万5,000円とするものであります。

次に予算書4ページをご参照ください。

第2表地方債の補正についてご説明いたします。

- 1、過疎対策事業債、限度額3億1,730万円を3億950万円に改めるものであります。
 - 2、辺地対策事業債、限度額4,430万円を4,270万円に改めるものであります。
 - 13、緊急自然災害防止対策事業債、限度額2,040万円を限度額2,540万円に改めるものであります。
- 起債の補正前限度額合計10億2,940万円を補正後限度額10億2,500万円とするものであります。
- いずれの事業債においても起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。
- 以上、令和8年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について補足説明を終わります。ご審議賜りご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

議案第31号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○4番（井上 和代議員）

令和8年度伊仙町一般会計補正予算について質疑のほうをいたします。

11ページのほう、お願いいたします。11ページのほうの2款1項総務管理費26目地方公共交通対策事業費のほうの委託料、こちらのほうと備品購入のほうの説明のほう、よろしくお願いいたします。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

本事業につきましては地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して行う事業となっております。内容につきましては伊仙町公共ライドシェア実証運行事業につきまして令和7年度に行った公共ライドシェアの実証運行事業の結果を参考に町民の方たちのニーズに沿った形の実証運行を行う予定としております。現在、予定している期間といたしましては令和8年10月から令和9年1月の予定としております。

また、公共ライドシェアと連携した徳之島モビリティ人材育成・地域公共交通自走化モデル構築事業につきましては徳之島における交通空白の解消と持続可能な地域交通の実現に向け公共ライド

シェア実証運行と連携しながら地域交通を支える人材の育成及び自走可能な交通マネジメント体制の構築を目的として実施するものになります。

具体的に申し上げますと、徳之島3町の自治体職員ですとか交通事業者、この方たちに人材育成プログラム等を実施しまして地域交通を主体的に企画・運営できる体制づくりを進めたいというふうに考えております。また、地域の方たちにも一緒に公共交通のことを考えていただきながら地域で支えるような公共交通の在り方を模索していきたいというふうに考えております。また、車両購入につきましては本事業に活用するための車両購入を検討しているところであります。

○4番（井上 和代議員）

前回のほうの議会のほうでもありましたライドシェアのほうですね。ドア・ツー・ドアみたいな部分を要望する意見があったかと思うんですけど、そういったことなんかもこちらのほうで改善されることがあったりするわけでしょうか。

○未来創生課長（野島 幸一郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、井上議員からありましたようにそういった点も今回の実証運行については改善を図りたいと考えております。具体的に申し上げますと、前回の運行に関しましては、町内に設定したミーティングポイント、ポイントを何か所かに置いて運行する方式としておりまして利用は電話による2日前の事前予約としておりました。しかし、利用者アンケート等からドア・ツー・ドアの移動ニーズや統一できないことによる使いづらさなどの課題がありました。

このため、令和8年度の実証におきましては、統一予約等の受付時間の拡大、ドア・ツー・ドアの運行の導入、その他にも、地域コミュニティバスの役割の整理ですとかサービスの統合、また隣接する町の主要施設も乗降箇所として今検討しておりますのでより使いやすいような形で実証運行ができればというふうに考えております。

○4番（井上 和代議員）

ありがとうございます。1回ではならなかったことが2回3回いろいろな形で改善をされて、使いやすいような形、免許返納をされても不便のないような形ができていくのかなというふうに思うところです。

次に行きます。15ページのほう、7款商工費1項商工費2目観光費のほうの計画策定委託料のほうの説明のほう、お願いいたします。ごめんなさい。12節ですね。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

こちらは振興交付金を活用しました事業として伊仙町内の観光関連事業者及び町民と連携して地域資源の発掘・活用方法、課題点などを整理し町民が求める10年先を見据えた観光づくりの方向性を定める計画書、観光計画を策定する委託料となります。

○4 番（井上 和代議員）

策定ということなんですけれども、今あるものからもう少し探していくということの計画をしていくのということで今あるものに対してプラスアルファとかということも計画の中に入っていくということでよろしいでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木 雄太君）

お答えします。

この計画策定に当たりまして、昨年度、町民、そして観光関連事業者の方々に対し、基調講演、そしてワーキングを開きまして様々な意見を聴取しております。そして、また策定委員会等も開き、その中でもいろいろ内容をもんで、そして観光事業者、そして民泊事業者、その他、食堂経営者などの意見交換も計17件行いまして意見を聴取しているところでございます。そういった意見を基にまた今年度観光計画を策定していくものでございます。

○4 番（井上 和代議員）

ありがとうございます。

いろんな形のいろんな知識を持っていらっしゃる方に集まっていたらと思うんですけれども、その地域のことはその地域の人が一番よく知っていると思いますので、各集落のほうから何人かという形で策定をしていただいて、細かいところまで見えるような、例えば上面縄でしたら石垣のほうのきれいさというのは一つの独特なものがあるかと思いますので、そういったものが分かるような形で、選定委員というんですか、そういったものも考えていただければなというふうに思うところです。以上で終わります。

○議長（永田 誠議員）

他に質疑はありませんか。

○6 番（大河 善市議員）

令和8年度一般会計補正予算について、ページ数、8ページ、歳入では節2の指定寄附金1,000万についてお尋ねをしたいと思います。これについて、歳出で、ページ数、10ページで、節18負担金及び補助及び交付金について、これについて東伊仙集落の活性化補助金1,000万となっておりますが、これについて説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

こちらの指定寄附金につきましては東伊仙東活性化対策補助金として1,000万の指定寄附を頂いているところであります。内容としましては東伊仙東集落集会所改修のための指定寄附というふうになってございます。

○6 番（大河 善市議員）

東伊仙集落については、公民館は、多分、町のものでなく集落の公民館だと思っておりますが、こういう町でできないのをこの寄附金によって事業を行うということですが、どのような工

事等を計画とされているか、再度、伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

指定寄附の目的として東伊仙東集落集会所改修ということでございますが、補助金として東伊仙集落のほうに支出をしますので改修の内容等につきましてはまた今後煮詰まってくるものだろうというふうに考えております。

○6番（大河 善市議員）

分かりました。

この寄附金についてですが、寄附をされた方は伊仙町出身者で以前にも西伊仙東集落の公民館工事資金の寄附及び上検福公民館の整備予算の寄附、今回の東伊仙東公民館整備工事予算の寄附と多額の寄附等をこの方はされていると思いますが、町より国への褒章制度の推薦また町よりの感謝状贈呈の検討等がなされているかどうか、伺いたいと思います。

○総務課長（寶永 英樹君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりこの方につきましてはこれまでも多額のご寄附を頂いている方でございます。今回の寄附に際しましても国の紺綬褒章の対象でありますのでそちらのほうも打診をさせていただきましたが、寄附者ご本人のご意向により辞退ということになっております。ですが、町としては感謝状の贈呈等も計画しているところであります。

○6番（大河 善市議員）

国の褒章制度については本人さんが辞退をしているということでありますが、町としても多額の寄附等をされている方でありますので感謝状贈呈等をまた検討してぜひこの方を表彰できるようにお願いをしたいと思います。以上で終わります。

○議長（永田 誠議員）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第31号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、令和8年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第31号、令和8年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第32号について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（稲田 大輝君）

議案第32号、令和8年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億6,038万5,000円に、歳入歳出それぞれ14万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億6,053万4,000円とするものです。

次に歳入について説明いたします。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明します。

詳細は5ページからになります。

2款国庫支出金から5款繰入金までの合計、補正前の額9億6,038万5,000円に、それぞれの合計14万9,000円を増額し、補正後の額を9億6,053万4,000円とするものです。これは地域支援事業費の増額分と端数調整によるものです。

続きまして歳出について説明いたします。

予算書4ページをお開きください。

3款地域支援事業費、補正前の額3,477万5,000円に、14万9,000円を増額し、補正後の額を3,492万4,000円とするものです。

主な要因として1項介護予防・生活支援サービス事業費から3項包括的支援事業・任意事業費まで8節旅費において航空運賃の改定に伴い合計4万8,000円を増額しております。

3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費8節は会計年度任用職員の通勤手当として5万4,000円を増額しております。

7目認知症総合支援事業費13節は一らい館使用料は認知症対策講演会会場使用料として4万7,000円を増額しております。

以上、ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（永田 誠議員）

議案第32号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第32号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、令和8年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第32号、令和8年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり採決することに決定いたしました。

議案第33号について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（大山 拳君）

議案第33号、令和8年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億4,417万6,000円に、歳入歳出それぞれ1,003万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,420万6,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

5ページをお開きください。

2款繰入金1項1目繰入金は歳出の増額に伴い運営費繰入金を1,003万円増額し、補正後の額を8,250万4,000円とするものです。

次に歳出について6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費1,003万円を増額し、補正後の額を1億5,329万1,000円としております。

節ごとの増額について、8節旅費において会計年度任用職員の転居に伴う5万円の減額、10節需用費において軟水器の修繕料として1,000万円の増額、13節使用料及び賃借料において印刷機のリース料2万5,000円の増額とシステム使用料5万5,000円の増額によるものとしております。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

議案第33号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○4番（井上 和代議員）

令和8年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算について質疑をいたします。

6 ページのほうの10節の需用費のほうで、修繕のほう、ちょっと細かめに教えていただけますでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

軟水器をほーらい館のほうに設置しているんですけども、耐用年数が過ぎていることから、その修繕費、部品交換といったことになります。

○4 番（井上 和代議員）

なかなか私が希望している舞台の修繕というものが上がってこないで質問をさせていただいておりますけれども、ほーらい館のほうの舞台のほうがあります。癒ていなホールのほう、あちらのほうを使用する方が本当に使いづらいと。こういった床のほうをして舞台をしているところというのはそうないよというようなお話をよく聞くんですけども、これから使用する回数が多くなるかと思しますので、その前に、修繕というか、改修のほうをしていただきたいと思いますけれども、その計画等はどういった形になるか、教えていただけますでしょうか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

まず、今年度においては空調の改修をやる予定としております。全体的な大規模改修となるので額もそれなりの費用が伴います。予算に応じて順次改修をしていく予定としておりますが、まず要望の多い空調、そして次に防水、そして最後に中のほうの改修をする予定としております。

○4 番（井上 和代議員）

なるべく早めに町民のお声を聞いていただいて舞台のほうの修繕のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（永田 誠議員）

他に質疑はありませんか。

○12 番（福留 達也議員）

1 点だけ聞きたいと思ひます。軟水器の修繕ということで1,000万が上がっていますけれども、これは、何年置きぐらいに、この程度の、修繕というのかな、必要になってくるんですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えします。

明確には記憶していないんですけども、15年ほどだったと記憶しております。その他の機器についても耐用年数は過ぎているものがかなり多くあるので、順次、改修、そして修繕をしていきたいというふうを考えております。

○12 番（福留 達也議員）

町内にあるいろんな老人福祉施設とかいろんなところで地下水を利用しながら軟水器を使ってやっていると何処か所があります。聞いてみるとなかなかうまく石灰の除去ができずに沖縄の

メーカーを頼ったり鹿児島、宮崎とかあるんですけども、今、ほーらい館で使用されている軟水器というのはほぼ完璧にそういった石灰分とかが除去されて満足いくそういった機材ですか。

○健康増進課長（大山 拳君）

お答えいたします。

満足いくかというのは、耐用年数を超えれば、そこは、結果、成果としてはあるのかなというふうには考えているんですけども、完全に石灰分が除去されているのかなというふうにはそこら辺の数字的なものはまだ把握はできていないところです。ただ、現在までの運営状況によって、石灰等による故障はもちろんあるんですけども、軟水器を介したところでの設備においての故障というのは今のところない状況です。

○12番（福留 達也議員）

ぜひ、困っている老人福祉施設等の話を聞きますんで、僕も入りながらまたその話を聞かせていただきたいなと今思っておりますんでまたよろしくお願いします。以上です。

○議長（永田 誠議員）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第33号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、令和8年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第33号、令和8年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第34号について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（富岡 俊樹君）

議案第34号、令和8年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第2条、収益的収入及び支出について説明いたします。

収入、1 款水道事業収益は、既決予定額から416万3,000円を増額し、2 億9,794万8,000円とするものでございます。

支出、第1 款水道事業費、既決予定額から416万3,000円を増額し、2 億9,488万8,000円とするものです。

次に、第3 条、資本的収入及び支出について説明いたします。

収入、1 款資本的収入は、既決予定額から350万円を減額し、2 億1,592万2,000円とするものです。

支出、1 款資本的支出は、229万5,000円を減額し、3 億531万5,000円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

次のページをお開きください。

先ほど増減のありました補正予定額の内訳を説明いたします。

収益的収入、1 款2 項営業外収益において受取利息及び消費税還付金416万3,000円。

次に支出でございます。1 款資本的支出1 項収益的支出、増額の主なものとして1 款水道事業費用1 項営業費用において修繕費及び賃借料等386万4,000円、3 項特別損失29万9,000円を計上してございます。

次に、資本的収入及び支出について、収入、1 款資本的収入1 項企業債350万円の減額、支出、1 款資本的支出1 項建設改良費229万5,000円の減額は主に浄水場薬品庫の整備の増額や給水管引込工事分の減額によるものでございます。

以上で上水道事業会計の補足説明を終わります。

○議長（永田 誠議員）

議案第34号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第34号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、令和8 年度伊仙町水道事業会計補正予算（第1 号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、議案第34号、令和8 年度伊仙町水道事業会計補正予算（第1 号）は

原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情

△ 日程第6 陳情第2号 教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年政府予算に係る意見書採択の陳情

○議長（永田 誠議員）

日程第5 陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情、日程第6 陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年政府予算に係る意見書採択の陳情について2件を一括して議題といたします。

総務文教厚生常任委員会委員長より2件を一括して報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（井上 和代議員）

陳情審査の結果について報告いたします。

去る6月10日、本会議後、議会委員会室において委員7名、事務局2名出席の下、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情並びに陳情第2号、義務教育国庫負担制度負担率の引上げを図るための2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情を審査いたしました。

学校現場における課題が複雑化・多様化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには教材研究や授業準備の時間を十分に確保するとともに一人一人に応じたきめ細やかな教育活動を行うことが求められています。また、離島僻地を有する本県においては地域間の教育格差の解消や教育機会の均等を図る観点から教育環境の整備が重要な課題となっております。

これらのことから子どもたちの豊かな学びと教育機会の均等を保障するためには少人数学級の推進や教職員定数の改善、義務教育費国庫制度負担率の充実が必要不可欠との結論に達しました。

よって、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情並びに陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年政府予算に係る意見書採択の陳情は採択されるべきものと決定し、議員発議として意見書を関係省庁へ送付されるよう報告いたします。

令和8年6月11日、総務文教厚生常任委員長、井上和代。

○議長（永田 誠議員）

これから、陳情第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。陳情第1号について委員長の報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員の定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情は採択するものと決定しました。

これから、陳情第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。陳情第2号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田 誠議員）

起立多数です。したがって、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情の改善を求める意見書採択の成果につきましては採択するものと決定しました。

△ 日程第7 発議第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

△ 日程第8 発議第2号 教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（永田 誠議員）

日程第7 発議第1号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書、日程第8 発議第2号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について2件を一括して議題といたします。

提出者より意見書について提案理由の説明を2件一括して求めます。

○総務文教厚生常任委員長（井上 和代議員）

発議第1号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書、発議第2号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました陳情第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情を受け、皆様のお手元にお配りしております意見書を地方自治法第99条の規定に基づき関係する省庁へ意見書を送付されるよう求めるものがあります。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（永田 誠議員）

これから、発議第1号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第1号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。本件を原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、発議第2号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第2号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 誠議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。本件を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された発議第1号、発議第2号については地方自治法第99条の規定により本日付で関係各省庁へ送付いたしますのでご報告申し上げます。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（永田 誠議員）

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第10 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（永田 誠議員）

日程第10 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から伊仙町議会会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました所管事務調査事項について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 誠議員）

ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和8年第2回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 永 田 誠

伊仙町議会議員 久 保 量

伊仙町議会議員 大 河 善 市